

# 平成24年12月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成24年12月12日水曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

## 議事日程

- 日程第1 議案第42号 平成24年度川棚町一般会計補正予算（第3回）
- 日程第2 議案第43号 平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第3 議案第44号 平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第4 議案第45号 平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第5 議案第46号 平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）
- 日程第6 議案第47号 川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第48号 参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第49号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 川棚町立保育所設置条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第54号 町有財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第55号 川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第56号 川棚町公共下水道事業及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第57号 川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第58号 川棚町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第59号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第19 陳情第5号 「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について

議 長 おはようございます。

議 長 これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、議案第42号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。

議案第42号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,839万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億8,428万8千円にしようとするものであります。合わせて、債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものであります。本補正の主なものと致しまして、人件費の補正がありますが、これは4月1日付けの定期異動に伴いましての職員配置の変動による過不足調整によるものであります。その他、昨日、行政報告で申し上げました新公共交通システム構築にかかる実証実験の実施見送りに伴います当該経費の減額や、自立支援事業費における障害児福祉サービス、障害者福祉サービスの増加に対応するための増額補正などがございます。詳細につきましては、企画財政課長から説明を致しますので、ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 ただいま提案を致しました議案第42号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の補正内容について説明を致します。事項別明細書の歳出から説明を続けていきたいと思っております。29ページ、30ページでございます。

まず、議会費でございますが、この補正につきましても今回の補正、4月1日付けの人事異動、定期の人事異動と職員手当や共済費等の変動によるものが多々出てきます。それについては人件費の移動というかたちで説明をさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。また、經常経費等の過不足分の少額なものについても説明を省略することがありますので、その点、ご理解を頂きたいと思っております。

1款1項1目、議会費、事務局費でございます。これは人件費の移動ならびに賃金の補正、少額なものでございます。先に説明を移りたいと思っております。

2款1項1目、一般管理費1,419万4千円の減額でございますが、人件費の移動等でございます。繰出金の内容につきましても、人事異動に伴います児童手当の相当額の移動でございます。

3目、財政管理費ならびに5款、財産管理費につきましても少額ですので先に移りたいと思います。

6目、企画費、一般企画費880万5千円の減額でございますが、8節、報償費、12節、役務費、13節、委託料の減額等がありまして、新公共交通システムの実証実験にかかる経費の減額でございます。報償費36万円は地域公共交通会議委員の報償費全てでございます。実証実験にかかるアンケート調査を予定しておりましたが、その回収費用の郵便料等でございます。委託料のうち800万円につきましては、新公共交通の実証実験等に伴う分でございます。旅費、使用料については少額でございます。

国際化推進事業費25万1千円の減額につきましては、中国への派遣の人員の減少による委託料の減額となっておりますのでございます。

7目、情報通信基盤整備事業費、光ブロードバンド基盤整備事業費につきましては、引き込み線工事の110件程度工事を見込んでおりまして880万円、その他のケーブル移設工事に120万円で1千万円の計上となっておりますのでございます。

9目、諸費でございます。一般諸費14万5千円、これにつきましてはスポーツ特別賞の創設をし、今後の支出見込みとして見込み計上しておるところでございます。

川棚町駅前広場管理費40万円は、駅前駐車場の警備機器ならびに街灯等の修繕見込みとして計上しておるところでございます。

11目、国体事業費につきましては、人員配置の人数減により減額となっておりますのでございます。次のページに移りたいと思います。

12目、財政調整基金費、これにつきましては利子発生に伴います積立金の増額でございます。減債基金費の383万3千円につきましては、国債の利回りが高いものへの買い換えを行ったことによります利子の発生でございます。資金運用によるものでございます。

2項1目、税務総務費、これにつきましては年度途中の職員退職によるものが主なものでございます。

2目、賦課徴収費、賃金でございますが、27万円の増加は先程の退職に伴います人員配置の関係から臨時職員の雇入れ経費の増額でございます。

3項1目、戸籍住民基本台帳費、これにつきましては人件費の移動となっておりますのでございます。

1目、選挙管理委員会費の減額も人件費の移動となっておりますのでございます。

11目、長崎県南部海区漁業調整委員会委員一般選挙費につきましては、無投票決定のための執行経費減額となっておりますのでございます。次のページに移らせていただきます。

3款1項1目、社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費は人件費の移動となっておりますのでございます。説明を先に進めたいと思います。

2の母子福祉医療費200万円の増額につきましては、医療費の増加となっておりますのでございますが、主な理由としましては現物給付の効果による医療費の増加と見込んでおり、決算見込みからの増額となっておりますのでございます。次は、利子発生分で省略でございます。

地域支え合い事業費につきましては、127万4千円の減額となっておりますが、事業費組み替えを行っており、プラスマイナスが発生しております。その中での委託料の減額が、この減額額となっております。

要援護者支援システムの保守業務の委託量の落札減ならびに要援護者支援システムの拡張事業としまして、社協への端末設置等を見込んでおりましたが、端末設置等を見送りまして、システムの構築等の委託料が減額したことによるものでございます。この分の10分の10、100万円の県の補助も減額となっておりますのでございます。後ほど、歳入でも出てこようかと思っております。

国民健康保険基盤安定費ならびに国民健康保険事業費につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定のための繰出金でございまして、国、県からの受け入れをし、繰り出すもの、また減額所帯に応じての財政支援となる繰り出しとなっておりますのでございます。国民健康保険の特別会計の今回の補正に伴うものでございます。

介護保険事業費につきましては、人件費の移動となっておりますのでございます。

2目、障害者福祉費でございます。補装具給付費150万円の増額につきま

しては、扶助費の増額でありまして、車椅子、補聴器等の給付費等の決算見込みからの増額となっておりますところでございます。

自立支援事業費 6,178万7千円の増額でございますが、法改正に伴う委託料の増額ならびに給付費の増額でございます。障害児通所サービス給付費の増額と障害者施設サービスにかかるものですが、その給付費の増額となっておりますところでございます。障害児に対する通所サービスにおきましては、事業者の通所サービス提供の変更によるもので、当初見込みより給付額が増額となっているところでございます。もう一つの障害者に対する施設サービス給付費につきましては、障害者に対する施設サービスメニューの充実によりまして、前年度に比べ受給件数給付額の増加となっておりますものが、主な原因と見込んでおりますところでございます。

地域生活支援事業費でございますが、扶助費の増額で日用生活用具給付費、郵便袋、紙おむつ等でございますが、支給額の増加となっており増額補正を行うものがございます。

3目、老人福祉費、養護老人保護措置費につきましては、入所人員の増加によるものがございます。

敬老事業については、敬老の日の集いが予定をしておりましたが、中止となったための事業費等が減額となっておりますところでございます。

5目、国民年金事務費につきましては、人件費の移動でございます。次のページ。

2項1目、児童福祉総務費でございます。これにつきましても人件費の移動が主なものでございまして、償還金利子及び割引料につきまして、国庫交付分、国交付分、県交付分の返還金を計上しておりますところでございます。合わせて54万4千円と23節、償還金でございます。

放課後児童健全育成事業費 28万円の増額であります。補助単価の改定を受け、交付額の増額となったものがございます。

次世代育成支援対策事業費につきましては、補助額の増加やみのり保育園で行っております事業の補助採択等があり、増額となっておりますところでございます。

5目、児童措置費、児童手当及び子ども手当費 1,064万円の増額でございますが、23年度の法改正を受け、受給できるようになったものの、受給者



が申請の遅れとなったものについて、24年度に交付するようになっておりまして、本来、23年度に交付されるべきものでありましたが、24年度にずれ込んで交付されるものということで増額補正となっておりますところでございます。

3目、児童福祉施設費、町立保育所運営費につきましては、人件費の移動、他は少額でありますので、先に移りたいと思います。

4款1項1目、保健衛生総務費は人件費の移動となっておりますところでございます。他には需用費の200万円を計上して、長崎県地域医療再生臨時特例基金としまして、医療の啓発に関するパンフレットの購入費用、三町合同で行います購入費用の計上をしておるところでございます。

母子保険事業費150万円の増額になっておりますが、出産祝い金につきまして、当初25人見込んでおりましたが、本年度中の対象者を40人と見込めるようになりましたので、その増額補正となっておりますところでございます。

国民健康保険事業費は、人件費の移動でございます。

2目、予防費に移りたいと思います。予防接種事業費につきましては、10月1日から四種混合の接種が始まります。加えて9月1日からは不活化ポリオワクチンの接種が始まりまして、その接種費用の発生によります増加を見込んでおります。200万円と見込んでおるところでございます。他の接種部分は若干、減額と見込んでおるものも含まれておるところでございます。

2項1目、2目、それぞれ塵芥処理費、し尿処理費につきましては、同様でございますが、福祉組合が起債を起こしましたものの交付税措置分が本町に入ってきます分の繰出金となっておりますところでございます。

6款1項2目、農業総務費でございます。農業総務費の増額につきましては、人件費の移動となっておりますところでございます。

3目、農業振興費106万1千円の増額でございますが、主なものとしましては、需用費の100万円の増額をしております。これにつきましては、農産物の販売促進等を行います資材購入費として、計上しておりまして、ステッカー、のぼり、名刺台紙の印刷代等を見込んでおるところでございます。

5目、農地費でございます。農地管理費の33万2千円につきましては、五反田地区の圃場整備にかかります所有権移転登記の実施を行うよう、予定をしておりましたが、委託をせず職員での対応ができておりますので、この経費の減額となっておりますところでございます。あと、その下につきましては少額です

ので省略し、農村災害対策整備事業費に移りたいと思います。これにつきましては、防災無線にかかる設計業務は、特殊技術が必要であり、その点の見込み100万円増額するものでございます。それが主なものでございます。

2項2目、林業振興費、これにつきましては林道三路線でございますが、林道木場線、林道木場不動山線、林道猪乗線の、この三つの路線にかかる6箇所の堆積土砂の撤去、樹木伐採等を作業委託することを予定し見込み計上となっておりますのでございます。

3項3目、漁港建設費でございます。三越漁港の事業にかかるものでございまして、事業費の組み替えとなっておりますのでございます。現在、測量設計等を実施するように進めておりますが、測量の結果、海底地盤が軟弱な部分が判明し、ボーリング調査2箇所の増加等となっておりますのでございまして、工事請負費からの組み替えとなっておりますのでございます。次のページに移りたいと思います。

7款1項1目、商工総務費、商工総務費につきましては人件費の移動となっておりますのでございます。

3目、観光費でございます。観光費の126万円の増額につきましては、観光協会が実施主体となって実施致しますものに対する補助でございますが、県の補助金、スポーツ地域賑わいづくり推進事業費補助金を受けて実施致しますスポーツ合宿推進事業に補助するもので、126万円の増額補正となっておりますのでございます。

国民宿舎管理費につきましては、今後予定していますくじゃく荘外壁等の改修工事にかかる設計業務の委託料を計上しておりますのでございます。

8款1項1目、これにつきましても人件費の移動で、説明と、あと少額でございます。先に進みたいと思います。

2項3目、道路新設改良費、これにつきましては社会資本整備総合交付金事業費の2千万円の減額でございます。交付金の割り当てが減少しておりまして、事業費の見直し、交付金の見直し等になっておりますのでございまして、2千万円の減額となっておりますのでございます。

3項2目、ダム対策費、人件費の移動でございます。

5項2目、公園管理費の減額につきましては、中央公園、城山公園等の清掃管理委託の見込みから節減ができてまして、減額補正となっておりますのでござ

います。

地域スポーツ施設整備費につきましては、中央公園テニスコートの照明器具の不具合が発生致しまして、その取替費用にかかる事業費でございます。見込み計上しておるところでございます。

3目、公共下水道費につきましては、今回の下水道事業の補正に伴います繰出金の増加となっておりますところでございます。

9款1項2目、非常備消防費でございます。消防委員会の開催見込みがあと2回ほどありまして、その分の手立てと、それ以外は消防ポンプ操法大会関連費の減額となっておりますところでございます。

3目、消防施設費30万円の増額は、消防ポンプ車修繕費用の見込み計上となっておりますところでございます。

10款1項2目、事務局費、これにつきましても人件費の移動、他は少額となっておりますところございまして、説明は先に進みたいと思います。

2項1目、学校管理費、ここにつきましても少額ですので、説明を省略させていただきたいと思います。合わせて、その下の中学校についても必要最小限でございまして、少額となっておりますところでございます。

5項1目、社会福祉総務費につきましては、人件費の移動となっており、減額補正となっております。

人づくり文化スポーツ振興費につきましては、今後の全国大会等の出場者の見込みから増額補正となっておりますところでございます。

公民館費につきましては少額ですので、先に進みたいと思います。

3目、公会堂費、6項3目、体育館管理費につきましても説明を省略させていただき、次に進ませさせていただきたいと思います。

7項1目、管理費、給食センターにかかるものでございますが、上の管理費14万6千円につきましては人件費の移動で少額補正となっておりますところでございます。運営費51万4千円につきましては、需用費60万円程見込んでおりましたが、消毒器の修理、水銀灯、連動昇降装置の取替など、修繕料が主なものでございます。

11款1項1目、農地農業施設災害復旧費でございます。単独災害復旧費の100万円の見込み計上でございますが、木場地区松ノ塔地区広場災害復旧工事でありまして、木場公民館の上に広場がありますが、その広場の法面の崩落

の災害復旧を見込み計上しておるところでございます。

補助災害復旧費につきましては、11月に発生しました猪乗地区の農地災害にかかる経費を見込み計上しておるところでございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費につきましては、増額補正であります。町道五反田線災害復旧と野口川災害復旧にかかります工事請負費の増額補正となっております。国の災害査定を受けての増額査定となっております。

14款、予備費、1項1目、予備費でございますが、今回補正の歳入歳出の見合いによる補正をしておるところでございます。

給与費明細書等につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

歳入の9ページ、10ページでございます。

1款1項1目、町税でございますが、その中の説明欄にございますが、給与特別徴収分1,670万円の増額でございます。これにつきましては、主な要因と致しましては、年少扶養控除の廃止による増収分の見込みが当初予算より多く上回る事となったものと見込んでおりました。増額補正となっております。

年金特別徴収分については、若干の減額となっております。決算見込みから調定額を当初賦課をしまして、それからの移動等を見込んで決算見込みからの減額補正となっております。

2目、法人でございます。法人の減額が、ただいま申し上げました上半期の状況に下半期の見込みを加え、決算見込みを算出し減額補正となっております。

4項1目、町たばこ税につきましては、販売本数の減少を見込んでおりました。10月までの実績を前年度対比等を行いましての減額補正となっております。

11款1項1目、民生費負担金でございます。多くの保育所関係の保育料が増額となっております。保育料の支払いを主にしております第一子の比率が前年度に比べ増加しており、保育料の収入増となっております。合わせて、所得階層の構成比が上位へ移動したことによるものも含まれておるところでございます。

3目、農林水産業費負担金、これにつきましては農村災害対策整備事業費に

かかる負担金として計上をしておりましたが、今年度につきましては測量設計段階でございまして、受益者からの負担をお願いすることはないということから、減額するものでございます。

12款1項1目、総務手数料、光ブロードバンド基盤使用料につきまして、契約数の伸び等がありまして、当初予算を1,700所帯で換算をしておりましたが、24年度見込みとしまして1,940世帯を見込み、都合300万円の増加としておるところでございます。

13款1項1目、民生費国庫負担金でございます。障害者自立支援費負担金、補装具給付費負担金と同様ですが、歳出の増加に伴うもので、2分の1の計上となっております。歳出に見合うものでございます。

国民健康保険基盤安定負担金につきましては、基盤安定化に伴います国の交付分が増額されたものでございます。

13節、児童手当及び子ども手当負担金につきましては、歳出の増加に伴います国の負担の増加となっております。歳出に見合うものでございます。

3目、災害復旧事業費国庫負担金でございます。62万5千円の増加でございますが、先程触れました町道五反田線と野口川の災害復旧工事費の増加に伴います国庫負担金の増加となっております。3分の2の交付と見込んでおるところでございます。

2項1目、民生費国庫補助金、地域生活支援事業補助金でございます。これは歳出の増加に伴います2分の1の交付分の受け入れと見込んでおるところでございます。

2節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金につきましては、当初予算編成より、補助単価の上昇、補助対象の増加を見込んでおりまして、2分の1の増加となっております。その分の2分の1の交付を受ける分でございます。増加となっております。

3目、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,200万円の減額でございますが、事業費割り当て等が減額されましたことによります2千万円の減額を先程説明致しましたが、その60%の1,200万円の減額を行うものでございます。

14款1項3目、民生費県負担金でございます。障害者自立支援費負担金並びに補装具給付費負担金につきましては、歳出の増加に伴います4分の1の負

担の見込みを立て、増額補正となっておるところでございます。

国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険事業特別会計に繰り出す財政支援に伴います分の県の負担金でございます。その受け入れでございます。

児童手当及び子ども手当負担金につきましては、歳出の増加に伴います増額補正となっておるところでございます。

2項1目、総務費県補助金につきましては、少額でございますが、個人県民税特別還付金でございます。生命保険の年金二重課税等にかかる還付を行っております。個人県民税、町民税還付をしておりますが、その県民税にかかる分の還付金等の見合いに伴います受け入れとなっておるところでございます。

2目、民生費県補助金、福祉医療費補助金につきましては、歳出の増加に伴います2分の1の受け入れとなっておるところでございます。

地域生活支援事業費補助金につきましても、歳出の増加に伴います4分の1の受け入れとなっており、増額補正となっておるところでございます。

地域支え合い体制づくり事業費補助金につきましては、事業費の見直し等を行いました分の、先程触れました要援護者支援システムの拡張事業分100万円の事業費の減額となっていたわけですが、その分の10分の10の減額となっておるところでございます。

2節、児童福祉費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、歳出の見合いによる増額となっておりまして、国の3分の1と県の2分の1が交付されることとなっておるところでございます。

3、衛生費県補助金、長崎県地域医療再生臨時特例基金事業補助金199万9千円の増額でございますが、歳出の折に触れました200万円にかかる10分の10で実質見込みが200万円ちょうどとなっておりますので、199万9千円の交付が見込めるということで計上しておるところでございます。

5目、農林水産業費県補助金、漁業再生交付金事業費補助金の1,400万円につきましては、三越漁港の改修事業にかかる県補助金であります。24年度は設計業務が主なものでありまして、その収入を見込んでおりませんでした。設計業務についても県補助交付見込みが確保できましたので増額補正となっているところでございます。

11目、農水施設災害復旧費補助金、これにつきましては猪乗地区の農地災

害にかかります県補助金を見込み計上しておるところでございます。

3項1目、総務費委託金、県民税徴収委託金の増額でございますが、当初予算時点の課税者数の見込みより、課税者数が増加したことによる増額でございます。

4節の選挙費委託金につきましては、長崎県南部海区漁業調整委員会委員選挙等にかかる無投票決定を受けまして減額となっておりますところでございます。

15款1項2目、利子及び配当金、説明欄の3つの基金の利子発生に伴います受け入れでございます。同額歳出で計上しておるところでございます。

16款1項4目、農林水産業費寄附金、農地災害にかかります猪乗地区の農地災害にかかります受益者負担相当分を計上しておるところでございます。

19款4項4目、過年度収入107万円につきましては、児童手当、子ども手当の返還金、子ども手当過年度の収入、農地水保全管理支払基金の共同活動支援交付金の返納金、農林水産補助金等の返納金、合わせて107万円となっておりますところでございます。

5目、雑入でございます。スポーツ振興くじ助成金につきましては、新町のテニスコートの採択を受けて事業を組んでおりますが、その助成対象の額の増額となって、増額補正となっておりますところでございます。交付決定を受けておるところでございます。

国際交流支援事業補助金につきましては、事業費の減額から補助金の減額となっておりますところでございます。

地域看護学実習指導等業務委託料につきましては、活水女子大からの看護学生の実習生受け入れに伴う委託経費の支払いがありますので、その受け入れとなっておりますところでございます。

20款1項3目、農林水産債、漁村再生交付金事業費につきましては、県の補助金の1,400万円の増額補正となっておりますして、その交付分の90%の1,260万円を起債から減額しようとするものでございます。

4目、土木債、社会資本整備総合交付金事業債は、交付金の割り当ての減少で事業費規模が減少したことによります起債必要額が減少となっておりますして、その減額補正としておるところでございます。

7目、災害復旧債でございます。公共土木施設災害復旧債につきましては、工事費の増額等に伴います見合いでございます。増額補正としておるところで

ございます。続きまして4ページに移りたいと思います。

第2表、債務負担行為補正でございます。今回、補正に伴い追加を行うものでございます。事項のところに掲げておりまして、その内容につきましては、株式会社日本政策金融公庫が社団法人長崎県林業公社に森林整備活性化資金並びに造林資金を貸付を行うわけですが、その貸付に伴いまして、株式会社日本政策金融公庫が損失を受けた場合は、長崎県が損失の補償をするようになっておるところでございます。その補償をした時には、川棚町は長崎県に対し、その損失の一部を補償するという契約を結ぶための債務負担行為の追加となっております。24年度から64年度までの期間となっております。23年度に限度額と致しましては、借り入れた金額、森林整備活性化資金177万円と造林資金118万円に係る分の2万分の40という率での補填額となっておりますので、それを限度額として債務負担行為を行うということでございます。5ページでございます。

第3表、地方債補正でございます。これは歳入の起債、町債の補正を行ったものの、再度、起債をしておるところでございます。漁村再生交付金事業債を3,600万円から2,340万円に変更し、1,260万円の減額をしようとする内容でございます。社会資本整備総合交付金事業債は1,730万円から1,010万円、720万円の減額をしようとするものでございます。公共土木施設災害復旧費は100万円から130万円に30万円増額しようとするものでありまして、合計は4億3,370万円から4億1,420万円に1,950万円の減額をしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等については変更はございません。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから質疑を行います。

15番山口 31、32ページのですね、新公共交通システム関係、これが昨



日の町長の行政施策の報告でもあったと思うんですが、いわゆる昨年2月に町民にアンケートをとられて、今年の10月には実証実験を行いますよと、そういう方向で町民にも知らせてある。ところが結果として、いろんな角度から検証した結果、乗り合いバス、いわゆる乗り合いタクシー、これについては諸般の事情で、いわゆる中止せざるを得なくなつたと。それで880万円の減額補正ということですが、この経緯等についてはですね、多くの町民の方がコミュニティバス等の運行というのは、大変、期待感を持ってられたと。それについて、町民の方にどうかたちでお知らせをするのか、そして昨日の町長の行政報告の中でございましたけれども、今後は高齢者タクシーの補助ですか、そういったかたちで検討していきたいと、そういった部分がどうなっているのかお尋ねを致します。

**企画財政課長** ただいまの山口議員のご質問でございますが、これまで実施をするようにして進めてきました乗り合いタクシーに対しての実証実験等についてのお知らせをどのように考えているか、また、福祉タクシーの件についてのご質問だったと思いますが、この案件につきましては、次の施策が内容が固まりましたときに広報なりお知らせをするようには考えておりますが、その具体的にどのようにしていくかというのは、今回、補正の予算の決定を待つて検討していきたいと思っております。

それともう一つ、福祉タクシーにつきましては、現在、検討を進めておりました、新年度からの実施時期等も含め検討をしている段階でございます。以上です。

**1 番 村 井** 同じ関連ですけれども、今後、高齢者タクシー等の何か検討をということですが、今後そういったことも含めて、どこかに委託をして、そういった専門的なところに委託をして調査研究をするというような計画があるのかどうかお尋ねを致します。

**企画財政課長** ただいまのご質問につきましては、今現在委託をしておりますコンサルタントに相談できるもの、また情報提供なりしていただくものは、そこをお願いをしようと考えておりました、特に新しく委託をするという考えは持ち合わせておりません。今、他の自治体の先進地事例等も含めたところでの具体的な検討を実施しております、新たなコンサルタント会社への委託ということは、今のところ考えておりません。

**2 番 竹 村** 先程、山口議員の質問に対する答弁は、今回の新公共交通システム、今まで考えていたものを止めると、次なる方法がきちんとできたときにそのことについても触れるというふうに私は聞こえたのですけれども、そもそも10月には実証実験がなされる、そしてその結果を待って、新しい年度になると本格運行がされるんじゃないかという予測のもとに、私どもも住民に対してそういう説明をしてきた経過がございます。それが、先般、10月になっても何ら動きが見えないことで総務委員会でもって、全協で説明をとというような話になりまして説明を受けました。しかしそれは、議会におきましては、ある程度詳細を知っていてそういうことなのかということの一定の理解は致しましたけど、住民にとっては、何も知らせられないままに新しいやり方が確立するまで何も知らされないということが、果たしていいのかどうかですね。やはり10月の実証実験という、一つの期限と言いますか、そのことが頭にある住民の方もおられるだろうと思うんです。そのことを思ってですね、それが一旦、止めになったということのお知らせと合わせて、新しい方法について考えているというようなことのお知らせをする必要があるんじゃないかと思うんですけれどもどうでしょう。

**企画財政課長** 先程の質問等につきまして、新しく施策が確立した折にというような触れ方を、説明の仕方を若干したということでございますが、ただいまのご指摘のとおり、住民の皆さんには大変期待感があり、待っておられたということから踏まえれば、何らかのかたちとして今の対応を知らせていくという必要があるかと思いますので検討していきたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

**7 番 田 崎** 関連ですがね、こういう新政策においてはですね、非常に期待感があると、町民についてもですね。議会としては、それを予算を可決した経緯があるわけですね。ということは、結局ですね、行政べったりで何や議会はって、議会はチェック機能もないのかというふうなことになりかねんわけですよ。だからその当時、たまたま私は欠席していなかったからですね、大きいことは言えませんが、議会までですね、行政にべったりで同じようなことをやっていると。自分達だけで隠れてそういうことが、結局できなかつたんじゃないかというような批判を浴びる可能性があるわけですね。ですから、来年度の予算の段階でもありますから、よほどこういうことは考えて一つ処置をしていただきました

と思います。それで予算措置についてはですね、よくよく慎重にしてですね、そして提案をするとしてもらわんと、議会としては困るといことは私は言いたい。以上です。

**1 1 番 小 田** 関連なんですけれども、実証実験までに至らなかった問題点として、町長の行政報告の中で、問題点4点を上げられましたけれども、このような上げられた問題点はですね、計画をする段階で、おそらく当然予測できる、予測しなければいけないような問題、あるいは予測をしてから予算を計上すべき問題だと思いますけれども、それまでにそのような問題点を上げられましたけれども、そのような問題点をですね、コンサルタント会社に委託をする前にですね、町として全く考えなしにコンサルタント会社への調査諸々を丸投げをされたのかと、町自体としての考えというのは全くなかったのかというふうなことをお聞き致します。

**企画財政課長** ただいまのご指摘につきましては、そのような見方をされる向きは多々あったのかなという反省は致しておりますが、各自治体または状況に置きまして、いろいろな要素が含まれてこようかと思えます。実際、運用ならびに研究をしていく中での把握をしてきて、ぎりぎりのところまで判断をしたというところはあるかと思えますので、反省すべき点は多々あったのかなということは一方ではありますが、本町の実情が、状況がどうだったかということを実際動きだして確認をしていったというところがございます。

**5 番 三 岳** 私もこのことにつきましてはですね、一般質問をした経緯もありますし、他市町の事例を総務厚生委員会で視察に行きました。そういった中でですね、他市町においてもですね、やはりこれを本格運行するまでには2、3年とか、そういった歳月がかかっているということもあります。そしてなおかつ、波佐見町ではそういった実証をやっているわけですね。町長の行政報告の中でありました4つの問題点と言いますか、それはクリアできない部分かなと、ちょっと思ったりするわけですね。そういった意味でですね、やはり他市町の視察等を担当で行って、実際に見て、聞いて、そういった調査をされたのか、またコンサルがですよ、それだけの能力があったのかなと、ちょっと疑問に思ったりするわけですね。その点についてはですよ、どういうふうに捉えておられるかお尋ねします。

**企画財政課長** ただいまのご質問でございますが、実証実験に関する、乗り合い

タクシーに関する視察は特に行っておりません。あと、福祉タクシーについては、南島原の方に出張をしておるところでございます。

もう一つ、コンサルの能力等につきましては、県内では波佐見を初め、関わってこられたこともあり、県内の事情に精通されているということでのコンサルの設定をしたところでございます。先程も触れましたが、各自治体、各事業者、バス路線と既存のタクシー事業者等の状況というのは、その自治体、自治体で違ってきます。地理的な条件も違ってこようかと思っておるところでございます。全て他の自治体の成功例を持ってくることは厳しいのではないかなというところでの踏まえをしたところでございます。

**1 2 番田口** 重ねて同じ主旨の質問になりますが、どうもやっぱりよく分からないので聞きたいと思います。町長が昨日問題点として上げられた4点につきましてはですね、これはしかし制度論的なことであって、むしろあらかじめ分かっていたような問題点であろうと思うんです。にも関わらず、委託をして何とかしようというふうに取りかかったわけですから、今その言われた問題点を上げてできませんと言われるのがどうにも納得できない感じがするわけですよ。なぜできないのかというところをですね、現実には、そういう制度論的なことは、他のどこの町でもあてはまってくることでありますし、現実には他の市町村ではやっていることなんでですね、なぜできないのかというのが、いまいち私達も町民に対して説明ができないような気がしますので、本当に、本当に問題はどこなのかというのは、分かりやすく説明はできませんですか。

**企画財政課長** ただいまのご質問でございますが、まず近くで考えますと、乗り合いタクシーのケースとしましては、波佐見町での実施というのが浮かんでくるわけでございますが、同じ乗り合いタクシー方式でありまして、予約方式と定時定ルート方式とで違いがありまして、路線バスと同様の定時定ルートとなりますと、路線数や運行回数の設定に限界があるということが出てくるわけです。それで予約方式ができないかということは判断をしましたが、本町の状況と住民感情ならびに現在の状況から考えますと、予約型より定時定ルートが住民にはなじむということでの出発となっております。その定時定ルートについても、朝方と夕方との時刻に設定を致しますと、既存の事業者に影響を与えるということで、最初からその設定を見送った経過がありまして、利用者数とその分見込めるかというようなところもありまして、実施を見送ったという

こととございます。ですから、他町でできて本町でできないということは、様々な、一つ申し上げれば先程のような状況があるということとご理解を頂きたいと思っております。

**1 2 番 田 口** 今の説明を聞きますと、予約方式という方式ならば可能性が残っておるように聞こえるんですけども、その予約方式で行うということは、それすらも今後は検討しないということなんでしょうか。

**企画財政課長** 内部協議、内部の生活交通維持対策協議会におきましては、乗り合いタクシーを採用するにあたりまして、予約型は厳しいという判断を致し、また定時定ルートについても厳しいという判断をし、結論を導き出した関係から、今後の乗り合いタクシー採用については見送ったということとございます。以上です。

**5 番 三 岳** 関連するかと思いますが、その乗り合いタクシー方式を見送ったという捉え方ですか。私はですね、先程ですよ、協議会の中で方式をいろんな角度から議論をされて、乗り合いタクシー方式に決定をされたというふうに思うんですけど。しかしこのことはですね、今回、町長が行政報告の中で言われた、今回見送るんだよというのは、その乗り合いタクシーを見送って、言葉で出てきたのは高齢者に対するタクシーの補助とかっていう言葉が出てまいりましたが、例えば、乗り合いタクシーとコミュニティバスを組み合わせた、そういったもう一回、一から検討し直すのか、そこがちょっと分からないんですけども、単純にその乗り合いタクシー方式がダメだからそのことを断念することなのか、また、ゼロから組み合わせた方式とか、そういったものを含めてですね、検討されるのかですね、そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

**企画財政課長** コミュニティバス方式、乗り合いタクシー方式、タクシー助成金方式等を候補に挙げ検討をしたと申し上げておるところでございますが、乗り合いタクシーとコミュニティバスについては、路線の融通性等から乗り合いタクシーが適当だろうと、既存の事業者の活用もできるということなどから乗り合いタクシーに絞ったわけで、乗り合いタクシーとコミュニティバスの組み合わせというのは想定をしていないところでございます。乗り合いタクシーの断念となりますと、公共交通システム的には福祉タクシーが残されているということで、そこで検討しているというところでございます。以上です。

**5 番 三 岳** 3回目ですので、この福祉タクシーの場合はですね、おそらく年

齡的に70歳以上とか、そういう年齢で区切っていくということになると思うんですね。しかし、70歳以上の方でも車の運転をされる方はいらっしゃる。しかし、例えば運転ができない人だけにとなったときにですね、やはり不公平間が出てくるんじゃないかという気がするわけですね。そして負担もですよ、よそではですね、ガソリンの補助とか、そういったものまであるというふうに、そういう実例もあるわけですね。そういったことを比較した時にですね、改めて原点に戻ってですね、もう一回、方式を協議会もあることだし、そういった中でですね、模索をしていただきたいなと思うんですよね。だから、福祉タクシーに決定ということではないと判断しているんですけれども、もう一回原点に戻って、改めて検討し直すよという考え方にはならないんですか。

**副 町 長** では、ずいぶんご意見をいただいているようでございますので、協議会としてのこれまでの考え方なりをご説明申し上げたいというふうに思います。

先程から、業者の能力、コンサルタントの能力とか、あるいは最初から計画が具体化していなかったんじゃないかとか、そういうふうなご意見がございました。これまでの協議の経過、結果を報告致しますと、我々と致しましてもアンケートの結果で判断をして、そしてコンサルから示された路線が最良の路線とは考えておりませんでしたけれども、波佐見町で実証されておりました乗り合いタクシー方式で実証実験を行って、それでこの結果を踏まえてですね、より良いものを作ったらどうかというふうな甘い考えがございました。これは大変、今となれば申し訳なく思っているところでございます。そういうことで、町長から話を致しました乗り合いタクシー、マイクロバス方式、それからタクシーの助成制度の方式、この3つについてですね、予算計上をさせていただいて、この3つの方式で協議をしたところでございます。そういうことで、9月の時点で東峠線が廃止になりましたので、10月からはその代わりになるものを早急にしたいというのが我々の考えでございまして、それでは一番良いのはどうだろうかと、波佐見方式はありましたので、これを中心に審議をしたところでございます。実際、これをやろうというふうなことで事業者、バス路線の事業者もございますし、タクシー事業者もございます。そういうところで協議を始めたその最中でございますが、手続き関係のことにつきましては、九州陸運局の長崎支局、ここの関連がございまして、指導を受けたところでござい

ます。そのような中で問題点が生じてまいりまして、非常に手続き等にも問題があると、これは実際のタクシーの事業者の方が、バス事業の免許をとっていただくということから始まってくるわけですね。実証実験をやって本格実施をしなければ非常に無駄があると。実証実験だけでは済まされないよというふうなことが生じてまいりました。そしてうちの一番の問題はですね、地理的な問題があるわけです。地理的な問題は、川棚から波佐見までは西肥バスが通っております。川棚から佐世保方面にも西肥バスが通っているわけです。このバス路線と競合しないかたちでの路線を作るというのが非常に難しいわけです。だから地理的条件でコースの設定が非常に厳しい。波佐見の場合はですね、土地が広く道も縦横に走っております。そういうことでコースの設定が非常にできるわけですね。コンサルが出してきた路線は4路線ありました。しかしその中で3路線を想定したらどうだろうかというふうなことで検討を致しましたけれども、非常に皆さんが見られてもおかしいようなコースしかとれないという状況がございました。それからバス方式に致しますと、停留所から停留所までの運行になるわけですね。そうすると、停留所まで行くための距離が非常にあるよと、不便が生じてきて実際これを住民に説明すると、非常に問題が出てきてコースの変更が生じてくるんじゃないかと、そういうふうなことが出てまいりました。そうすると変更をしたことによって、手続きも非常に複雑になってくるわけでございます。認可申請ならびに最初は実証実験は最初は届けでいいんですが、本格運行になりますと免許をとって認可をとらなければいけません。そこまでしてやらなければいけないのだろうか、それには職員の体制も今の体制はできないと。これは専任の職員を置かなければできないという状況が生じてまいりました。現時点で行革を進める中でですね1名、2名を増加すると非常に急激には難しいということが生じて参ります。そういうふうなことからですね、今の時点で拙速に実証実験をやるというのは厳しいんじゃないかというふうなことから断念をしたところでございます。

先程、他のご意見がありました、3つの方式を混ぜたようなかたちでできないかと、これは非常に難しくあるわけでございます。そういうことで、その後も全協の中でご説明をしまして、その協議会を開いた中でもタクシー助成制度の方を行った方が、自宅から目的地まで行ける方法を作った方が、住民の皆様にも一番良いんじゃないかというふうなことで、そのような方向を模索をし

ているところでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思ひます。

**議 長** この公共交通の件については、本日の補正予算の中での減額、事業費の減額が上がっておるわけですね。他にも補正の関係の質疑もあろうかと思ひますけれども、今皆さん方の議員の質問を受け、行政の答弁がっておりますけれども、住民に対しての説明をしてもらおうと、すべきだということと、今後の件については具体的な取り組みを対応してくれということの2点になるのかなと私なりに感じますので、この2点についてをみなさんのご意見ということにして、他の補正の案件についての質疑に移りたいと思ひますが、よろしゅうございますか。原則3回ということになりますので、他の案件、補正関係の質疑がなかなかできなくなるのもありますし、今副町長の説明ということもありましたので、その2点についてですね、議会としても強く要望しておくということで公共交通の件については一応、補正予算の枠内での質疑は終えて、次の補正予算の案件についての質疑をすると、そしてまた必要であれば委員会も閉会中を開いておられますので、その中でまた尋ねていくということでの取り扱いにしたいと思ひますけどどうでしょうか。

**7 番 田 崎** 要望というようなことですが、強い意味でですね要求というふうに変えていただきたいと思ひます。本会議の席で話をしないと、委員会審査かれこれで報告があったにしても、なかなか表には出てこんわけですね。だから、そこらへんは強く要求をすると、議会でですね、そういうふうをお願いしたいと思ひます。

**議 長** 文章表現的に作るとですね、ちょっと時間がありますので、今私が述べた内容のような要点を踏まえて、改めて要求というかたちで行政の申し入れるというかたちでよろしいですか。さっき言いましたように住民に対しての説明を早めに対応するということと、新たな方法を早急に検討いただくと、新年度予算で出されるということでもありますけれども、それを対応していただくということを基本的な考え方として行政の方には要求をしていくということでもよろしいですか。

「異議なし」の声あり

**議 長** では、そういうふうに対応致します。



行政の方には、今それぞれご意見があったこと、あるいは答弁の内容等も説明もあったようですので、議長の方から今の2点について強く要求ということでもさせていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

それでは、公共交通以外の件について質疑を受けたいと思います。

**4 番 堀 田** 36ページの障害者福祉費、この負担金補助金及び交付金で6,178万円となっておりますけど、この概要といいますかね、先程ちょっと委託料とか当初見込みより増額されたっておっしゃいましたけど、その内容的なものをちょっとお願いしたいと思います。

**住民福祉課長** 自立支援事業費の6,178万7千円のところの多額の増額のことでのご質問だと思います。これにつきましては、まず大きいものの原因として、児童福祉法、障害者自立支援法の改正に伴いまして、18歳以上の重症身障者、それから肢体不自由者が療養介護受給者の中に含まれるようになりました。このことによって昨年度の対象者の倍ほどに増加をしたというのと、それから就労継続支援受給者の増加、生活介護受給者の増加、それに加えまして、全体的に事業所の職員の報酬改定の影響が主な原因であります。県下の状況を見ますと、本町だけが突出して大きい訳ではございませんで、県下全域において相当の増額補正がなされるというようなことも聞いております。以上でございます。

**1 2 番 田 口** 諸収入ですが、26ページなんですけれども、地域看護学実習指導等業務委託料というのがあって、ちょっとあまり耳慣れないのでお聞きしますが、その活水女子大ということでしたけれども、直接にその学校から町が実習指導を、町が委託を受けるのか、それで業務委託料となっているから、委託を受けてどのような実習指導を行うのかという内容的なこと、この事業の全般的な内容のことをお聞きしたいと思います。

**健康推進課長** それでは田口議員の質問にお答え致します。

地域看護学実習指導等業務委託料ということについては、長崎県内、長崎大学、活水大学、シーボルト大学の大学がありますが、そこで必ず地域看護学という実習をしなければならないということですね、看護師ならびに保健士、助産師についてもそうです。必ず地域の方に出向いて、各地域の実情を学習なさいたいということが定められております。本町では昨年も活水でありました。そして本年も活水大学です。東彼杵、波佐見、それぞれ各市町、それから保健

所等へも実習に出て行くということになります。本町では、母子保健、老人保健、いわゆる介護保険関係ですね、それから予防接種関係の実務等を見学したり、また各地区に出向いて学生が自ら実習を受けたものを提供するというところで実施をしているところがございます。これは、以前から委託を受け入れるということで委託契約も結んで実施をしているところがございます。期間的には5月の上旬から2週間程度で、各市町とも対応しているところがございます。以上です。

**1 4 番久保田** 3つお尋ねします。まず、32ページ、金額は少ないんですけども2款の9目の諸費のところ、一般諸費で昨日の町長の行政報告の中でありましたスポーツ特別賞というのがありました。町民の方の疑問にお答えしていただきたいと思うんですけども、この町政功労者と一緒にスポーツ特別賞というのが14人に与えられたということで、この広報かわたなによると、表彰状と記念品ということになっておりますが、町民の方から聞いたら、この現金が支払われたのではないかと、この中学生の生徒達にも現金が支払われた、それが妥当なのか、妥当な考えなのかという質問を受けましたので、このことを一つお聞きします。

それと先程、堀田議員の質問で36ページ、自立支援事業費のところですね、これが先程の説明で法改正によるものというふうにありましたけれども、その法改正というのは、当初予算の中に間に合わなかったのか、この額が大きいからですね。当初予算では組めなかったのか。それからもう一つは、収入のところ、10ページであります。

給与特別徴収分で年少扶養控除が廃止になったことで、1,670万円の増額になったという説明だったと思います。これは確認を致します。

**総務課長** スポーツ特別賞のことでございます。スポーツ特別賞につきましては、町長が行政報告で報告をされましたように、スポーツ基本法第20条の規定によって定めたものでございます。この第20条では、国及び商工業団体がスポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならないという規定になっております。そういったことで、川棚町スポーツ表彰規則というものを制定をしたものでございます。表彰状と記念品ということで、広報かわたなの方で皆様にご報告を致しております。この現金が支払われたが妥当かというようなことでもございました。これ

についてはですね、記念品としておりますが、記念品料として差し上げたものでございます。広報には記念品としておりましたので、その訂正文につきましては、今後の広報でお詫びをさせていただくように考えているところでございます。なぜ現金かということでございます。これは記念品、それも考えましたけれども、言葉は悪いですけども、最近、物余りといいますか、いろんな物があります。生活水準が上がったり物が溢れたりという、そういった状況から、その記念品に代わる物として記念品料をやって、それぞれご家族で話し合っただけで必要な物に使ってもらいたいということから記念品料として差し上げたものでございます。そういったことでご理解をお願い致します。

**税 務 課 長** 久保田議員の質問で、三点目になろうかと思いますが、10ページの給与特別徴収が増額になったということの説明の中で、財政課長からも年少扶養控除の廃止による増収見込みだという説明をさせていただいたところでございますが、このことにつきましては、年少扶養控除がこの年度から廃止をされております。当然、新年度予算におきましても、このことがあって増収になる見込みだという説明はあったかと思いますが、年度に入りまして、この段階で再度、年度予算を精査したところ、このようなことで増収をするという見込みができましたので、今回、補正として計上させていただいたものでございます。以上です。

**住 民 福 祉 課 長** 久保田議員のご質問で、自立支援事業費の中で、児童福祉法、障害者自立支援法に伴ったことが当初予算に含まれていなかったのかということでございますが、久保田議員がおっしゃいますように当初予算に計上はしておりませんでした。以上でございます。すいません、間に合っておりませんでした。

**3 番 福 田** 14ページの光ブロードバンド基盤使用料と、32ページの基盤整備事業費について、当初の計画からすれば大分加入者が増えてきておられるんだろうと思います。そういう中であって、こないだN T Tさんの方では、フレッツの利用料を値下げしていくという方針が、3割値下げするということが報道されております。これは携帯電話等の高速化やデザリングという方法をとる方が増えているため、固定回線を利用する方が少なくなっていることに対する料金を値下げされているということです。そういう値下げが町のN T Tからの使用料等の収入に影響はないのか、今後の見通し等についてお聞きしたいと

思います。

**企画財政課長** ただいまのご質問でございますが、結論から申しますと、影響するような見込みは今のところ情報は受けておりませんし、そのような料金改定の動きがあるということは、やりとりの中で確認をしておりました時点でも、うちの収入に影響するというふうな話は聞いておりません。あさってN T Tの担当者と会うようにしておりますので、その点、また確認はしたいと思いますが、影響はないものと見込んでおるところでございます。以上です。

**3 番 福 田** 加入状況等はどんなでしょうか。

**企画財政課長** 確かに、無線を扱う環境が整って進んでくるという点については、光の加入については影響はあろうかと思いますが、その点がどの程度影響するのかというのは、今はまだ見込むような定かな情報は持ち合わせておりません。光の利用について、無線で扱う方式と安定的な家庭での光電話等も合わせての普及ということ、またテレビの画面での操作ができるようなものを普及させていくという一つの方策等が今N T Tの方でも研究して、勧誘を進めておりますので、その点、若干のにぶる状況はあろうかと思いますが、今後も努力してカバーしていきたいというふうに考えておるところでございます。

**3 番 福 田** 今後の加入者見込みじゃなくて、現在、かなり増えてきていると思います。なんか聞くところによると1,900を超えているというふうな話も聞いたんですけど、以前、収支計画等によりますと、28年度1,600の加入を計画されておったんですけど、はるかに超えているのであるのか、現在のことをお聞きしたいんですけど。

**企画財政課長** 先程、説明の折に申し上げました1,940世帯を見込んでおるといものは、12ヶ月ベースで収入があるものを1,940と見込んでおりました、年度末には2,000を超すのではないかというふうに見込んでおるところでございます。その財政の状況、今後の状況につきましては工事費がかなりかかるような状況が、当初より工事費が高くなっておる向きもありまして、この契約工事の件数、契約件数がどの程度伸びていくかによって、若干は変わってこようかと思いますが、平成30年、31年程度に累計は黒字になるものと見込んでおるところでございます。以上です。

**1 5 番 山 口** 44ページ。支出でございますが、国民宿舎管理費、いわゆる200万円、この説明はくじゃく荘の外壁工事の設計委託料ということでござい

ますが、くじゃく荘については従来から外壁工事が残っていたということはお聞きしておりますが、いわゆるこの設計委託が済んだ後ですね、どれぐらいの工期で工事がなされるのか、そしてこれが考えようによっては2年先の長崎国体、あそこは拠点になります。そういったことと言えば、町外その他見えられる方に川棚町がきれいな場所であると、そういうことを印象づけるためにもですね、これはぜひ早急に進めるべきであろうと考えております。そういった点で、本年度200万円で設計委託が済んだ後、実際の工事がいつぐらいに入って、長崎国体に間に合うのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

**産業振興課長** ご質問にお答えしたいと思います。

今回、補正で出したということはですね、26年の10月に国体が始まります。25年中に工事を終了しておかないと国体には間に合わないという、今のところの予想ですね、今回、今年度そういった設計までして、来年度の25年度で外壁の補修をしたいということで、今回、計上しております。その期間につきましても、約7ヶ月程度かかるのではないかと思いますので、閑散期を狙っていきたいと思いますけれども、長期に工事がかかりますので、今年度のうちに設計をしていくということで、今回計上をしております。

**5 番 三 岳** 私も今のところをお尋ねしたかったんですよ。これはですね、今課長の方から説明がありましたが、こういったケースはですね、やはり年度当初に上げておくべきと、そしてその年にですね、工事費が何千万円かかるか分かりませんが、そういったものも含めてですね、予算計上してきちんと議会に説明をした上で議案として出すべきではないかなという気が致しますので、その点については遅れたのか、それとも来年に出したらさらに遅くなるからということで途中で出されたのかですね、提出の仕方はどういうふうにご検討されるのかお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** 当然、当初に計上していくのが本来の姿だと思います。ただ、先程申しましたように、国体が26年に始まります。来年もですねプレ国体というのが10月に今のところ予定をされておりますので、そういうところも合わせるとですね、どうしてもやっぱり来年、当初で設計が何ヶ月かかるか分かりませんが、そういった中で計上していくと、どうしても来年度中には終わらないだろうということもありまして、今回の補正で計上したということになります。当初、国体までにそういった外壁の改修は必要だろうという判断はして

おりましたけど、そこを検討する中でどうしてもやっぱりこの時期に出さないと間に合わないという判断になりましたので、今回、計上させていただいております。以上です。

**5 番 三 岳** 私が申し上げているのはそういうことではなくてですね、例えばですね、今もう間もなく予算の査定が始まるわけですね。それに設計が間に合うのかということなんですよ。その点はどうでしょうか。

**産業振興課長** 設計についてはですね、今回、補正をすると今年度ということで、実際の金額が正確に出るといえるのは間に合わない状況になるかと思えます。ですから、そこについてはですね、また当初で計上する中で調整を図っていかうと考えております。以上です。

**4 番 堀 田** 41ページ、42ページの農業振興費の中の需用費100万円計上してありますけど、これは先程の説明ではステッカー、のぼり、それから販売のチラシというようなことでしたけど、どういったところでこういうのを使うのか、農業の冊子あたりを作るためにこういったものをしているのかですね、そのへんをお聞かせ願えればと思います。

**産業振興課長** 内容についてお答えします。昨日の町長の報告にもありましたように、この和牛を契機に川棚町を売っていかうということで計画をして、今回の補正になっております。基本的には和牛を含め、他の農産品も合わせてPRをしていくということで考えております。ステッカー、シールはですね、基本的には看板、町境3箇所看板があります。その内容を若干、和牛とかそういったものを掲載するというで考えております。それからPRののぼりですけど、それについては駅前とか、今ビーフグルメ等をやっておりますので、協賛店、そういったところでのぼりを立てて宣伝をしていく。それから各イベントの時にですね、そういったのぼりを出すと、作ってPRをしていくということで考えております。それから名刺の台紙なんですが、今まで本町をPRしていくことで共通の名刺台紙がっております。それを今回、職員を初め、他の方達にも使っていただいて、そういった町の特産品をPRしていかうということで台紙を計画しています。それから公用車のボディーに波佐見町、佐世保市なんかが特産、観光とかですね、そういったところで大きなステッカーを貼っております。そういったことをして、広く町民以外のところで、出張なんかに行きますので、そういったところでPRをしていくということで考えておりま

す。以上です。

**1 4 番久保田** 54ページをお尋ねします。先程、単独災害復旧費の木場地区の広場の法面の崩落というのは分かりましたが、もう一つ下の補助災害復旧費の方の11月に発生した猪乗の農地災害ということですが、具体的にどのような災害だったのか教えてください。

**産業振興課長** 場所は峰地区、水田の法面が崩落をしております。約延長が10m程度だと思います。

**1 4 番山口** 50ページでございます。教育費の中ですね、社会教育の人づくり文化スポーツ振興費の、いわゆる30万円の増額補正でございますが、これは説明では今後の全国大会等の出場者の見込み増を見込んで30万円補正したと、これは人づくり文化スポーツ振興協議会とか、そういったのがありますけども、その運営費が現在、おそらくふるさと創生基金の利子で賄われていると思うんですよ。それが利息が非常に低いものですから、なかなか年度当初低いと、あの金額がですね、それで現在、国体へ向けていろんなかたちで、町民の若い方を含めてがんばっていただきたいという中でですね、年度末に確かに30万円の補正というのは大変ありがたいことですが、逆に言えば、年度当初からですね途中補正しないように、そして若者ががんばったのをですね、先程の顕彰制度と同じでございますが、表彰できてがんばれというような体制が補正でなくてですね、年度当初にできるようなかたちでできないかお尋ねしたい。

**教 育 長** 山口議員の質問にお答え致します。大変ありがたいご質問をいただいたわけですが、大体、年間に今のところいる予算というのが、大体見通しが立ちそうでございますので、今の時点で30万円というのは、先程おっしゃったように、去年が大体28万円ぐらいの補正を組んでおります。そうしますと、今までの大体の年度の予算が検討がつくと思いますので、そういう方向でぜひ検討したいと、そのように思います。

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

**1 4 番久保田** 私は反対討論を行います。給与特別徴収分の見込み増収は、住民の皆さんの痛みに伴う増収です。住民の方からは、年少扶養控除の廃止を強く要望されております。町として国に対しても年少扶養控除の復活を求めるべきとして、私は反対します。

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を求めます。

**1 2 番 田 口** 先程、ご説明ありましたように、農業振興費などもですね、本町の特産品をPRするための、様々な施策を盛り込んだ補正予算の内容になっていると思います。その他の点につきましても、適切な内容であると思いますので、私は今回の、この補正予算に賛成致します。

**議**            **長** これで討論を行います。

これから議案第42号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議**            **長** 起立多数です。したがって議案第42号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

**議**            **長** ここでしばらく休憩致します。

（…休 憩…）

**議**            **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議**            **長** 次に、日程第2、議案第43号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町**            **長** 議案第43号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,096万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,911万9千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。



**健康推進課長** それでは議案第43号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の内容の説明を致します。それでは歳出から説明致します。20、21ページをお開き下さい。

2款1項3目、一般被保険者療養費ならびに4目の退職被保険者等療養費でございますが、当初予算に対しまして給付の伸びが著しく増加傾向にあるため不足分を見込み計上致しておるところでございます。

2項1目、一般被保険者高額療養費ならびに2目、退職被保険者等高額療養費につきましても同様に増加傾向でありますので、それぞれ増額補正をするものでございます。次のページをお願い致します。

8款1項1目、特定健康診査等事業費につきましては、国ならびに県負担金の交付決定による財源内訳の変更のみでございます。

2項、保険事業費、1目、疾病予防費、13節の委託料の96万3千円の増額補正でございますが、胃がん検診、大腸がん検診の委託料が当初予算に対しまして、健診受診者が増加しておりまして決算見込みによる増額補正をするものでございます。24、25ページをお開き下さい。

9款、基金積立金、1項1目、積立金でございますが、基金利子を1千円増額するものでございます。次のページをお願い致します。

11款1項1目、一般被保険者保険税還付金でございますけれども、過年度分まで遡及しての還付というのが発生しております。その分を不足が見込まれますので、増額をするものでございます。

3目、償還金につきましては、過年度分にかかる国への精算金ということで、返還金として計上をするものでございます。次のページ。

12款、予備費でございます。2,709万7千円の減額補正でございます。歳入歳出の見合いによるもので減額するものでございます。次に歳入の説明を致します。6、7ページをお開き下さい。

1款、国民健康保険税、1項1目、一般被保険者国民健康保険税ならびに2目の退職被保険者等国民健康保険税の減額補正でございます。当初予算に対しまして、調定額見込み額の減少により、節ごとの区分で減額、一部増額もありますが、減額が主なものでございます。この減額につきましては、主な理由と致しましては、軽減措置によります分が当初見込みよりも増額したというところでございます。なお、これに対応する分につきましては、繰入金の方で保険

基盤安定の保険税軽減繰入金ということで、増額を一部しているところでございます。次のページをお願いします。

3款1項1目、特定健康診査等負担金につきましては、平成24年度分の交付決定通知に基づき増額補正をするものでございます。次のページ。

県支出金でございますが、これも先程の国庫補助金と同様に、同額の2万2千円を増額するものでございます。次のページをお願い致します。

6款1項1目、前期高齢者交付金につきましては、交付額確定によりまして増額補正をするものでございます。次のページ。

8款、財産収入、1項1目、利子及び配当金につきましては、9月議会において第1回補正と致しまして増額を決議していただいておりますけれども、科目の誤りがありましたので、改めて補正をお願いするものでございます。なお、18ページでの諸収入の分を減額しているものが、9月にお願いしたものでございます。

9款、繰入金でございます。1項1目、一般会計繰入金1,336万9千円の増額補正でございます。先程申しましたように、軽減分にかかる分が主なものでございまして、保険基盤安定保険税軽減繰入金と保険基盤安定保険者支援繰入金という2本立てで増額をするものでございます。4節ですね、財政安定化支援事業繰入金として増額をするものでございます。

2項1目、財政調整基金繰入金の2千万円の減額補正でございます。これにつきましては、平成24年度で国民健康保険税の税率改正を実施をし、その増額分を抑えるために一部は基金からの取り崩しということで、当初予算を計上しておったところでございます。しかし、平成23年度のいわゆる後半部分の療養給付費の支出が当初税率改正を見込んでおった時点よりも減少をしたことによりまして、23年度分の決算において繰越金が生じております。現時点で、この基金の取り崩しは行わないということでの減額をするものでございます。次のページをお願いします。

11款、諸収入、1項1目、預金利子の減額でございます。先程も説明致しましたが、基金利子にかかるもので減額をするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 4 番久保田** 1 款、国民健康保険税のところで尋ねます。

このマイナスの要因として軽減措置が当初の見込みよりも増額したとおっしゃったと思いますが、それは国保加入世帯の所得が低くなったと理解すればいいのでしょうか。どう理解すればいいのでしょうか。

**健康推進課長** お答え致します。制度上は法令上変わっておりませんので、対象者が増えたということになるかと思えます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。

これから議案第 4 3 号「平成 2 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 4 3 号「平成 2 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第 3、議案第 4 4 号「平成 2 4 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第 4 4 号「平成 2 4 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 5 1 1 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 億 1, 5 4 1 万 5 千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは議案第44号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の内容を説明致します。歳出の事項別明細書で説明致します。8、9ページをお開き下さい。

1款1項1目、総務管理費3,511万2千円の増額補正でございます。説明欄記載のとおり、地域介護・福祉空間整備等事業ということでございます。これにつきましては、2012川棚町高齢者対策基本計画におきまして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、この1ユニットを必要であるということでしたものでございます。その新設にかかる経費ということについて、県の補助を受け補助金として交付すべく計上しておるものでございます。また、4の施設開設準備経費助成特別対策費につきましても、同様にグループホームの開設にかかる職員の事前研修費用、それからベッド等の備品にかかる経費分が補助対象ということになることから、補助金として交付することで計上しておるものでございます。次のページをお願い致します。

7款、諸支出金、1項1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、過年度収納分にかかる保険料の還付金として決算見込みから5万円を増額計上しておる分でございます。

8款、予備費でございます。歳入歳出の見合いにより5万円を減額計上しておるものでございます。次に歳入についてご説明致します。6、7ページをお開き下さい。

5款、県支出金、2項3目、県地域介護福祉空間整備事業費補助金につきましては、歳出でご説明を致しましたグループホーム新設にかかる分でございます。県からの補助金として内示を受けた額3千万円を計上しておるものでございます。

4目、県施設開設準備経費助成補助金につきましても、同様に新設にかかる準備等の分ということで、県から補助金の内示を受けておりますので、511万2千円を計上するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**14番久保田** この1ユニットが新設されるということでしたけれども、1ユニ

ットで待機者がどのぐらい解消されますか。

**健康推進課長** 1ユニット分9名でございます。待機者はですね、それぞれの施設で重複して申し込みをされている分がありますので、いわゆる何人というのがなかなか難しいかと思えます。それでも不足している分はあろうというふうに思っております。以上です。

**5 番 三 岳** 今の1ユニットの施設名といいますか、場所等、内容的なものをお知らせ願えますか。

**健康推進課長** 今回、1ユニットを増設をする分につきましては、当初2箇所から申請が上がっておりました。受け付けておりましたので、2箇所出てきましたので精査致しまして、一地区だけということで予算を組んでおりましたので、その分で設置をしていただくということになります。今回、県の方からも補助が来ておりますので、お名前がですね、NPO法人のASA陽あさひでございます。今現在、小串郷の方でけやき荘ですね、あそこの上の方に増設をするという計画であがってまいっておるところでございます。以上です。

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第44号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第44号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決しました。

**議 長** 次に、日程第4、議案第45号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めま

す。

**町長** 議案第45号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,642万円にしようとするものであります。その他詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**水道課長** それでは、議案第45号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」について、説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明を致しますので、8、9ページをお開き願います。事項別明細書で説明を致します。

1款1項1目、一般管理費ですが、退職手当等及び共済費の増額であります。これにつきましては、一般会計と同様、人事異動に伴う会計間の移動ならびに人件費の移動に伴うものであります。

3目、処理場管理費であります。この処理場管理費の中の修繕料の増額であります。内容につきましては、終末処理場の自家発電機の停電時作動から復帰後の作動停止の指令を出すリレーの不具合により、リレーを交換する修繕であります。なお、緊急時は現在手動により自家発電機は作動できる状況であります。10ページ、11ページであります。

2款1項1目、下水道建設費であります。職員手当及び共済費の増額であります。職員手当につきましては、子どもの誕生に伴う扶養手当、児童手当の増額であります。共済費につきましては、一般管理費と同様であります。

次に、歳入であります。6、7ページをお願い致します。

4款1項1目、一般会計繰入金ですが、歳出で増額となります。34万8千円について繰り入れるものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第45号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第45号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第5、議案第46号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第46号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、収益的収入及び支出で収入において1億8千800万円を減額し、収入予算の総額を3億3,393万2千円に、また支出において3億976千円を減額し、支出予算の総額を2億7,801万5千円にしようとするものであります。一方、資本的収入及び支出で収入において2億2千万円を減額し、収入予算の総額を1億6千万円に、また支出において2億5,185万円を減額し、支出予算の総額を2億7,688万8千円にしようとするものであります。また、山道浄水場第7次拡張事業につきまして、当初予算では債務負担行為と致しておりましたが、これを継続費に改めるもので、事業費総額を1億5億3,690万円とするものであります。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**水 道 課 長** それでは、議案46号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予

算（第2回）」について、説明をさせていただきます。

補正予算実施計画書より説明を致しますので、12ページをお開き下さい。

まず収益的収入及び支出についての支出において、1款1項3目、配水及び給水費は猪乗川内地区の2箇所の減圧槽にかかるテレメーター増設工事に伴う通信料、電話料の増額であります。

5目、総係費は人事異動による会計間異動による減と、平成25年4月から検針員が交代する予定であります。その事前研修として2ヶ月間を予定致しております。その研修期間中の賃金及び社会保険料の追加であります。補正額としては401万6千円の減額であります。

収入については、児童手当に関する制度改正に伴い、一般会計からの繰入金が増額となったものであります。次に13ページであります。

資本的収入及び支出の支出において、1款1項3目、施設拡張費ですが、山道浄水場第7次拡張事業にかかるもので、委託料としては実施設計書の発注に伴う執行残による減額、機械設備工事の工事管理業務の追加であります。補正額としては2,385万円の減額です。工事請負につきましては、当初は導水管切り替え、取水位のかさ上げ、既設ろ過池解体、場内盛り土造成、浄水井築造、管理本館基礎、急速ろ過基礎等々を計画しておりましたが、平成24年度中に完了できる工事の内容に改め、急速ろ過機の基礎、同本体製作、同廻り配管と既設急速ろ過機用の凝集沈澱池の傾斜板製作を予定しており、補正額として2億2,800万円の減額であります。

収入につきましては、事業費の減に伴い企業債を2億2千万円減額するものであります。次に2ページをお願い致します。

第4条には、継続費の定めと第5条に債務負担の廃止を掲げております。これにつきましては、山道浄水場第7次拡張事業にかかるもので、拡張事業につきましては、事業費、事業年度などについて実施設計発注業務により概要がつかめたこと、ならびに分割発注を基本として進めていくように考えていることなどを含め、当初の債務負担行為ではなく、継続費に改めるものであります。なお、当初の事業費と比べますと、約1億800万円程度減額となっておりますが、この主な内容と致しましては、緩速ろ過池用の前処理施設としての沈澱池築造の変更と、それに伴う濃縮槽の廃止、ならびに全体的な見直しによるものであります。また、別添資料として、事業計画概要書、年度別発注予定工程



表及び計画平面図を添付致しておりますので、ご参照いただきたいというふう  
に思います。

また、第6条の企業債につきましては、先程も説明致しましたように、平成  
24年度の事業費の変更に伴うものであります。さらに、5ページ、6ページ  
には、予算実施計画書、7ページには補正資金計画書、8ページには補正給与  
費明細書、9ページには予定損益計算書、10、11ページには予定貸借対照  
表を記載致しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく  
お願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**5 番 三 岳** 今課長の方から説明がありましたが、実は1億880万円ぐら  
いの減になると、トータルでですね。そのことをですね、せっかく図面を添付し  
てありますので、図面を使ってちょっと説明をいただきたいと思いますが。

**水 道 課 長** それでは説明をさせていただきます。

図面の一番最後のページをお開きいただきたいと思います。まず、着色につ  
きましては凡例をつけておりますので、お分かりかと思っておりますので、この青で  
着色しているところの1番下に凝集沈殿池というのが書いてあると思います。  
緑の管理本館のすぐ下ですね。変更になった点の大きいのは、この凝集沈殿池  
であります。当初は、緩速ろ過池3号から7号までの5池の分については、前  
処理の機器、今、急速ろ過機がついていますけれども、こういうろ過機みたい  
なものを設置する予定をしておりました。それによりますと、それぞれの緩速  
ろ過池で5機必要になって参ります。それを見直しを致しまして、この凝集沈  
殿池に変更致しました。この凝集沈殿池は青で塗ったすぐ下にもう一つ凝集沈  
殿池という大きなものがありますが、これが急速ろ過機用の凝集沈殿池であり  
ます。これと形態は同じでありまして、もし不具合等があっても同じ凝集沈殿  
池の形態でありますので、急速ろ過、緩速ろ過、どちらにも汎用がきくよう  
にということであります。それともう一つ、前処理の機械から沈殿池、構造物に  
替えたもう一つの理由は、前処理の機械については365日24時間フル活動  
をするようになります。ところが凝集沈殿池におきましては、濁度が低い時に、  
ですから今のような冬場あたりの濁り水が薄いときは機械を通さずに、直接原  
水を取り込んでろ過池に導いていけるというような構造になりますので、ラン

ニングコスト的に考えましても、相当の縮減が図られるというふうに思っております。それともう一つ、濃縮槽についてですけれども、赤囲みをしました急速ろ過機というのが、もう一つ下の右側にありますけれども、ここの裏側にですね、緩速ろ過池用の前処理機械から発生する汚泥を一旦集めて、濃縮をして天日乾燥所に送るという施設が必要になっていましたけれども、凝集沈殿池にすることによって、その濃縮槽が不要になったということでもあります。

以上、概略ですが説明させていただきます。

議 \_\_\_\_\_ 長 他に質疑はありませんか。

5 番 三 岳 この建設改良費です、13ページです、支出のところで2億5,185万円という金額、これが減額されているわけですが、このことが今の課長の説明の中のブルーの内側の部分を捉えてよろしいんですかね。

水 道 課 長 ご説明申し上げます。大枠ではそのようにご理解をいただいて結構であります。

議 \_\_\_\_\_ 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認めます。これから議案第46号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって議案第46号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第6、議案第47号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第47号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

まず、本町で大規模な災害が発生した場合に派遣される自衛隊は、陸上自衛隊第16普通科連隊第4中隊と定められているところであります。しかし、本町防災会議条例の委員に、自衛隊員の定めがないことから、その会議の出席の要請ができない状況でございます。本町の防災会議は、例年、梅雨に入る前の6月の初旬に開催しておりますが、災害派遣をお願いする立場と致しまして派遣される自衛隊員に、本町の危険箇所などを知っておいてもらう必要があるため、町長が委嘱する防災会議の委員に陸上自衛隊の自衛官を追加しようとするものであります。

以上が、改正条例の主な理由でございます。その他の改正内容など、詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**総務課長** 議案第47号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。新旧対照表で説明を致しますので、3枚目をお開き願います。

右が改正前、左が改正後というふうになっております。まず改正前の第2条3号でございますが、「水防法第25条の水防計画を調査、審議すること」ということとなっておりますが、現水防法の第25条は改正をされておまして、現在の水防法では「水防の責任を有することや、市町村防災会議において計画を定める」ということになっているところでございます。また、災害対策基本法でも水防の応急対策や、災害復旧に関することが謳われていることから、改正後は水防法という字句を削除し、改正後でございますが、第3号にありますように「本町の水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査、審議すること」ということで改正しようとしております。

次に、第3条第1号、2号、3号、それと7号でございますが、「任命」という字句を「委嘱」ということで改正することと致しております。これは外部の方に業務をお願いするときは、他の条例でも「委嘱」というふうになっていることから、今回改正をしようとするものでございます。また、4号の「内部職

員」につきましては、「指名」から「任命」に変更するというものでございます。この考え方と致しまして、外部の方にお問い合わせの場合は「委嘱」と、それから「任命」というのが官職に任ずること、あるいは職務を命ずることが任命というふうなことになっておりますので、そのようなことで改正をしようとするものであります。

それから第2号と第3号、「県の知事」ということで、「あるいは県の警察」となっていますけれども、これにつきましては「長崎県」というような正式名称にしたものでございます。

次に、第8号、これは新設でございます。総代会長などの委員がこれに当たるものでございます。第9号、これが新設でございます。町長が提案理由で説明を致しました「陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱するもの」というふうに致しております。それから、第6項でございますが、これは委員の定数でございます。改正前では、それぞれの委員の定数を定めておりましたが、これを全委員の数の定数に改めようとするものでございます。また、現在の定数でございますが、合わせて25名ということになります。今度追加する自衛官を加えると26名となりますけれども、今後、第8号の関係団体の代表者が必要となったときのために1名を加えて、27人以内とするというふうにしているものでございます。

第4条は委員の任期ですが、第3条5項の第7号と第8号の委員のみを2年の任期とすることで災害対策基本法の準則に合わせたものでございます。それから改正前の第2項、「前項の委員は再任されることができる」となっていますが、これを削除して1項の中に「その前任者の残任期間とする」ということを加えるということにしたものでございます。

次に第5条の2項でございますが、「任命する」というのを「委嘱、または任命する」というふうに改正をしようとするものでございます。

次に施行日でございますが、改正条例、2枚目でございます。この条例は公布の日から施行するということと致しております。

以上で、補足説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**3 番 福 田** 第3条のところでお聞きします。まず関係団体というのが総代さ

んだというふうなことでした。その総代さんだけなのか、関係団体、いろんな団体が他にもあるのか。もし総代さんであれば、先程は陸上自衛隊と合わせて1名ずつで27名になるんだというふうな説明だったと思いますが、総代さんであれば、例えば東西南北の地域がありますので、そちらの方から4名ほどの方が、より詳しい町内のことが分かっていたらいいんじゃないかなと思うんです。それと改選前が人数が2人、2人、1人、11人、9人というふうにありまいた。そういったところをなくされたのは、どういうふうな経緯でしょうか。

**総務課長** 関係団体とはどういうものかということです。そういったことを想定しているとうことは今はないわけですが、今後、自主防災組織とはそういったものが出てこようかと思えます。そういったことで、それから郡の医師会、これは仮定でございます。はっきりしたことは言えませんが、そういった今後いろんな方をお願いすることもあろうかということで、1名を加えているものでございます。

それからブロック別はどうかということ、総代さんのですね、ということですが、総代会長を入れるということで、そこまでは必要ではないのかなということで、今総代会長ということで考えております。それから、これまでそれぞれの委員の数を2名、1名、11名という与え方をしておりますけれども、それぞれの機関の中でお願いをする人達が変わってくる可能性もあるということで、総枠の中で考えていった方がいいだろうということで、このような改正としたものでございます。よろしく申し上げます。

**3 番 福 田** ちょっと説明の中で分からなかったんですけど、指定公共機関とかそういったことの指定先が今後変わるかも知れないということで、総枠というふうなことで捉えて良かったんですかね。ちょっと私の聞き取り方が悪かったのか、もう一度説明お願いします。

**総務課長** 今委員の方には、川棚医療センターあるいは警察、それから九州電力、NTT、いろんな関係者の方がいらっしゃいます。今後どういったかたちで組織が変わってくるか、その都度条例を改正しなければならないということになってきますので、総枠として謳った方が対応が早くできるということで、総枠の人数とさせていただいたものでございます。以上です。

**5 番 三 岳** 今のはですね、3条で文言のことなんですけれども、県をわざわざ長崎県と、こう変えてあるわけですね。次の5ページを見ても、相変

わらず県の職員、町の職員という表現があるんですけども、この長崎県と替えられた理由というのは、後の方は替えなくてもよろしいのでしょうか。

**総務課長** これは第3条の中で、長崎県ということで県の正式名称を入れておりますので、この中の県の職員ということで考えられるということで、これはそのままいいということの考えであります。

**1 2 番田口** 第3条の第9号に新設される陸上自衛隊の自衛官ですけども、これは要するに、そのポストを指定されるのだらうと思いますが、そのポスト名は何というところ、何というポストですか。

**総務課長** 川棚町が災害になった時に派遣される部隊が、陸上自衛隊大村16普通科連隊の第4中隊ということになっております。そういったことで町からは、この委員に委嘱したいということ自衛隊の方に出します。自衛隊の方で誰をそういうふうに指名をしますということが来ますので、その人に対して委嘱をするということになります。以上です。

**1 4 番久保田** この中に、消防署というのは入らないんですか。

**総務課長** 失礼しました。佐世保市東消防署の東出張所長を現在もお願いをしております。これは7号の指定公共機関のうちということで、それが入ってきます。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

**1 4 番久保田** 議案第47号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」の反対討論を行います。

今回の選挙結果いかんによっては、自衛隊を国防軍にするとか、集団的自衛権の行使ができるように格上げしようとしております。そして昨日、私は一般質問でも行いました本町の自衛隊への研修など、これを重ねてみると、川棚町は異様な感じがします。先程、(7)に消防署が入るという説明がありました。私はこのことで十分ではないかと思えます。また東日本大震災のような大きな災害の場合は、また違った命令系統できちんとした自衛隊が動くものと思いま

す。だからここに、敢えて（９）を入れることによって私は反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**3 番 福 田** 賛成討論を行います。陸上自衛隊の方が、防災、緊急時のノウハウ等も日本の国内では一番の実績と、またそういうノウハウを持っておられる方だと思いますので、ぜひ入っていただいて力になっていただきたいと思いますので賛成致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで討論を終わります。これから議案第４７号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって議案第４７号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第７、議案第４８号「参考人等に対する費用実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第４８号「参考人等に対する費用実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により、議会及び各種委員会における公聴会、各種調査のための参考人等の出頭に関する引用条文が改められたため、当該条例の一部を改正を行うものであります。詳細につきましては、総務課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い

致します。

**総務課長** それでは議案第48号「参考人等に対する費用実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

今回の改正は町長が提案理由で申し上げましたように、地方自治法の議会の招集、それから会期の設定などが変更されまして、委員会等の条文が整理されたことに伴い、提案しております条例の引用条文の変更が必要となったために改正するものでございます。それでは新旧対照表で説明しますので、3枚目をお開き願います。

第2条第1号でございます。ここの引用条文では、「100条第1項の規定により」ということで改正前はなっておりますけれども、これは調査権の地方公共団体の事務に関するものですが、改正後の記述が「この場合において当該調査を行うため」ということになっております。これは地方自治法がですね。地方自治法の中で、「この場合において」というようなことで、「後段」というような記述になっております。そこで、「後段」という文言をここに加えたものでございます。

第3号、これは公聴会に参加したものの規定でございまして、改正前の「第109条第4項」が、常任委員会の審査についての事項でございまして、109条の2第4項が「議会運営委員会の所掌事務」、それから110条第4項、これが「特別委員会の会期中あるいは閉会中に審査ができる」とされた規定でございまして。この規定が改正後の第3号の115条の2第1項が「議会での公聴会の開催」を指します。「(109条第5項において)」という、これが「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会」のことを指しているものでございます。同じく第4号ですが、これは議会等での参考人の出頭についての規定の条文でございまして。そういったことで、それぞれ引用条文を変更したものでございます。

次に、施行日でございますが、2枚目の改正条文にありますように、この条例は公布の日から施行するということと致しております。

以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議長** これから質疑を行います。



「なし」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認めます。これから議案第48号「参考人等に関する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって議案第48号「参考人等に関する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議**            **長** 次に、日程第8、議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第9、議案第50号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町**            **長** 議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第50号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」一括して提案理由を申し上げます。

今回の町長及び副町長、教育長の給与の減額につきましては、昨年及び一昨年の12月にご提案したものと同様の内容でございます。給与の減額の方法等につきましては、議案第49号の2枚目にありますように、減額の期間は平成25年1月から平成25年12月までの1年間とし、町長の給与月額及び6月と12月の期末手当から30%減額し、副町長の給与につきましては、給与月額及び6月と12月の期末手当から15%の減額をしようとするものであります。

次に、議案第50号の教育長の給与につきましても、減額の期間は平成25年1月から平成25年12月の1年間とし、給与月額及び6月と12月の期末手当から15%減額しようとするものであります。

施行期日ですが、両議案とも平成25年1月1日から施行することに致しております。

以上で、提案の理由とさせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 3 番 森 田** 町長ご案内のとおりですね、3年連続同時期に出てきておる議案でございます。一括議題でございますので、49、50を一緒に質問したいと思います。

まずですね、町長の公約でございまして、これは早急な観光事業の立て直しのために町長の報酬を30%カットし、専門家による調査研究費に充てると、これが目的でございまして、30%とか、15%については、一つの手段であるということはその通りと理解しております。まずですね、昨年、町長の報告によりますと、年間3名の町長、副町長、教育長の3名の方からの減額した金額について600万円という報告がありましたんですが、これは23年度が600万円、24年度はまだ終わっておりませんが600万円、そしてこの議案が通りますと600万円と、こういうふうに想定してよろしいんですか。まずそれをお尋ね致します。

**町 長** お答え致します。確か、昨年の議会でそういう質問がありまして、概算でいわゆる1月から12月までの分で600万円ということで、概算で600万円程度でございます。

**1 3 番 森 田** 確認致しました。あのですね、2年前の提案の説明から考えますと、町長はこの観光事業の立て直しにかかる費用として、三役のお給料からカットすると、1年ごとにそうやっておりますね、今回3年目なんですね。そうすると、推定しますと今年の年末にかかりますと約1,200万円収入があるんですね。町長はですよ、この具体的には県立大学と国際大学に調査研究を依頼しております。この調査研究の結果は、来年の3月までに報告がある手筈だという報告を受けております。そうしますと、前後しますが、いわゆる観光事業の立て直しにかかる調査研究の費用としては、800万円、場合によっては

1千万円と町長は言っておられました。800万円でも1千万円でもあまり変わりありませんが、今年の12月までに収入が1,200万円あるんですよ。もう十分補填されているんですね。今後どういう展開になるか分かりませんが、今回の49、50号の議案をそのまま議会が可決したならば、3掛け6は18で1,800万円になっていくんですよ。三役の給与は変わっていませんので、1,800万円、もう必要ないわけなんです。そのような理由からでございましてですね、例えばですよ、今回の49、50の議案も私としては必要ないんじゃないかなろうかということで考えておりました。今年はおさないんじゃないかなという思いがしておりましたが、しかし、町長は自分の任期中というようなことを前回も言っておられますので、そういうところのちょっと矛盾点と言いますか、減額をやたらに三役の分をする必要はなかろうというふうに、私は常々思っているんです。そういうことで今回出された議案については、どのように考えておられるのか、さらに私の認識以外のことがあるのかもしれないので、町長の説明をお願いしたいと思います。

**町長** お答え致します。これはおっしゃるように私の選挙公約となっております。昨日も選挙公約の重要性について討論をさせていただいたところでございます。そういった中で、昨年もお答えをしたわけでございますが、これについては観光事業の立て直しを図る為に調査研究をしたいと、その費用に充てるんだということで、その当時はですね、任期中3割カットすれば800万円程度捻出できそうだと、そしてこれに副町長、教育長も協力をしていただければ1千万円程度は捻出できそうだという話をしておりました。そういった中で、当選をさせていただいて、副町長、教育長にもご相談を致しまして、今回のような減額を1年間させていただきました。その結果、先程言いましたように、約600万円の財源が捻出をできております。そういった中で、ある議員からは財源の確保というのはそういったことではなくして、別の方法でも良いんじゃないかというようなご意見もあったわけですが、私のその思いを強く受けとめてもらって、この議案も2年前通していただいたわけでございます。そして、その後3回目の提案をするわけでございますが、先程議員もおっしゃったように、まだ観光事業の立て直しのための調査研究事業が、現在も継続中でございます。そして、先程から話があるように、2月、3月にはその結果が報告されまして、そのことによって今後部内で、あるいは観光協会

等々と協議をさせていただきまして、そして実施に移していくということになるかと思えます。また、そういった経過の中で、新たな財源も必要となることもございますので、ぜひ引き続き今回も減額をさせていただきたいと、こういう思いで提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

**1 3 番 森 田** 質問は3回でございますので、この回でまとめてしまいますけど、ちょっと議長しゃべらせてください。意見を込めて質問をしたいと思えます。

私は、実は去年と同じようなことを町長と議論をしておるわけでございます。一昨年ですね、初めてこの議案が出てきた時に、本会議でも相当活発な議論が出ております。賛否両論というようなかたちで相当出ておるんですよ。その結果、総務厚生委員会に付託になっております。ちょうど私が代表をしておりますんですが、総務厚生委員会でもですね、相当議論が行われておるんです。そして、委員長報告にまとめるためにですね、相当、委員の皆さんとも苦勞をしながらまとめて本会議で報告したといういきさつでございます。

さて、事情はいくらか変わってきました。というのは、先程申し上げますように、町長提案の49、50でいきますとね、来年いっぱい1,800万円と、これは町長も分かっておられます。私は必要ないじゃないかということ言っております。どうしてもですね、町長ね、公約ではありますが公約は果たしているんですよ。自分の公約は4年間だと言ってもらえば、それはそれで仕方ありませんが、何も4年間するとは言っていないんですよ。一般的には4年というのも常識かもしれません。そこでね、今後ですね、町長は必要ということをおっしゃっていますが、そうであるならばですね、こういう事業費というのは一般会計から出すべきなんですよ。何も町長ら三役が身を切ってやると、給料なんですよ、給料、給料というのは生活費なんですよ。昨年も私は同じこと言っております。そういうふうな身の削り方というのは止めるべきだと私は思っております。ですから必要があればですね、今後、一般会計から捻出してね、必要経費を出すと、そして調査するという方法をとってほしいと思えます。そして、この議案が通るかどうかわかりませんが、今、本会議で即決ですから今回は、町長ですね、私の希望的な意見ですけれども、もしこの議案が通ったならばですね、今回限りにしてほしいと思えます。今回限り。今回で1,800万円蓄積できるんです。それで調査研究の費用に充てられますので、ど

うかね、給料を、生活費を身を削る思いをして削らなくても、一般会計から捻出すると、そしてその事業費に充てるというふうにやってほしいと思います。最後の質問です。以上です。

**町長** ちょっと答えにくいんですけど、まだ可決をいただいていないのに今回限りということと言えるのかどうか、要は今提案をしておりますのは1月から12月までということで提案を致しております。その次の年は任期が切れますので、ご理解いただきたいと思います。

**13番森田** 議長、ちょっといいですか。3回終わってませんよ。

**議長** 終わりましたよ。

**13番森田** 町長はですね、具体的に答えてくれていないんですよ。

**議長** 議案に対しての質疑ですから3回で終わりです。

他に質疑はありませんか。

**2番竹村** 今回、その49、50号の議案を同時に審議せろということで、ちょっと困るんですけども、公約に沿って減額をするということであれば、町長だけの分で良かったらと思うんですけど、副町長、教育長の分については外すという考えはなかったんでしょうか。

**町長** お答え致します。実は、そういったことも三役協議を致しまして、一番最初にも申し上げましたように、私が就任を致しますと、いわゆる副町長についても協力をいただけるだろうと、こう思っておりましたので、その旨ご相談して了解をいただいております。そういったことで、今回もそのようなかたちで提案をさせていただいております。以上でございます。

**議長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議長** 議案第49号に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第50号に対し討論を行います。討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第50号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第50号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第10、議案第51号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第51号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由を説明致します。

長引く景気低迷により、失業、事業の廃業を余儀なくされ、所得が皆無となり、生活が著しく低下し、国民健康保険税の納付が困難であるケースも、今後発生することと考えられます。そこで地方税法第717条の規定に基づき、災

害等による減免規定は条例に定めておりますが、所得が皆無となったために生活が著しく困難となった世帯についても保険税の減免の対象とするための川棚町国民健康保険税条例の一部を改正したく、ご提案申し上げるものであります。なお、条例改正内容につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは議案第51号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の補足説明を致します。新旧対照表で説明致しますので、3枚目をお開き下さい。左側が改正後でございます。右側が現行の改正前ということになります。

保険税の減免を規定しております第27条の一部改正ということになります。第1項第1号につきましては省略と致しておりますが、この分が「災害等により生活が著しく困難になった者」ということを規定しておる分でございます。

第2号が新設を致します項目でございます。「当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者」を加えるものでございます。

それから改正前の第2号を繰り下げて3号とし、あと横書きの規定によりまして(1)、(2)を(ア)、(イ)ということに改正するものでございます。次のページをお願い致します。

第4号につきまして、「その他特別な事情により減免の必要があると認められる者」を新しく加えるものでございます。

第3項につきましては、減免の理由が消滅した場合について申告をする規定でございますが、新設する第2号ならびに第4号を加えるものでございます。

改正文をお願い致します。附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行すると致しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** 先程、地方税法第717条と言われましたが、ちょっと手元がないので確認のために質問致しますけれども、今回追加される第2号「生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められる者」、また第4号「そ

の他特別な事情により減免の必要があると認められる者」こういったものについて減免を認めること事態が、地方税法上許容されていると考えられるかどうかという、その点を一点。それから近隣市町では、このような同様の減免がなされているのでしょうかという、この二点をお伺い致します。

**健康推進課長** 田口議員のご質問にお答え致します。まず、地方税法第717条の規定でございますが、ここには水利地益権税等の減免という規定がここにあります。この条文を見てみますと、「地方団体の長は天災、その他特別の事情がある場合において、水利地益権税等と」、この水利地益権税等というのが、地方税法の第705条に規定してあります水利地益権税共同施設税の賦課、それから宅地開発税、国民健康保険税ということで規定をされている分でございます。ここの減免規定がありますので、この分については当該地方団体の条例の定めるところにより減免することができるということがありますので、これで規定するものでございます。なお、近隣の市町の減免の条項があるかということでございますが、東彼杵町、波佐見町も事前に減免規定がっております。川棚町とあと一箇所だけ条例に規定がなかったというところでございますので、今回、新たに設けるということでございます。以上でございます。

**1 4 番久保田** この改めてですね、「所得が皆無になった」というふうに入れてありますが、その皆無になった時とはどういう状態なのかを一つ。それから「生活が著しく困難になった」というのは、生活保護基準だと思いますが、これに準ずるとありますので、この生活保護基準の例えば就学援助の時の1.3倍とか、通常収入の何割減とか、そういうのはないのか。それと「65歳以上である者」、これに限った根拠は何か、これを尋ねます。

**健康推進課長** まず、一番最後に65歳以上であるものと規定をしてある分は、改正をしている分ではございません。ここの規定の分は、いわゆる非自発的失業関係の分でありまして、また後期高齢者広域連合関係の分の規定にございますので、わざわざここの分で、いわゆる今回の条例の分を出した分ということではないということをご理解いただきたいと思います。

所得が皆無となった者という想定としましては、いわゆる社会保険であって所得がマイナスになったと、ゼロになったということになると非自発的ということで対象になろうかと思えます。しかし、国民健康保険に加入されていた方であったら非自発的ということではない分があります。いわゆる個人事業とい



うこととなりますので、その分を定めておるということでご理解をいただきたいと思ひます。

それと、この条例だけでは進んでまいりませんので、後ほど規則を定めたいと思ひております。当然、所得が皆無となったとしても、預金等がある場合には、当然そこを全て支出をしていただかないと該当にはならないのかなと思ひております。当然、生活保護に基準をとということになりますが、その分については規則等で定めてあるところもあるようございませぬので、その分で該当をさせるべき、町によってはですね、久保田議員言われるように1.3とかいう規定がされているようであります、それをしてしまいますと、それ以下の者はそれ以上あったらだめなのかということがありますので、申請書等でですね、確認をさせていただいて減免の対象とするということに規定をしたいと思ひております。

**1 2 番 田 口** 先程の課長の答弁で、もうちょっと突っ込んで聞きますけど、地方税法717条を今読まれたときに、冒頭に「天災事変等により」という言葉があったのではないかと思ひますので、その減免というものは天災事変等によりそういう事情になった者がかかるのではないかと思われませぬが、結局その例えば会社が、事業所が閉鎖になった失業したというような事情が、その天災事変等によりの等で読めるということなんでしょうか。

**健康推進課長** その条分をですね、全部読んでおりませぬで、いわゆる「天災その他特別の事情がある場合と認められる者」、それと「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者」ということで規定をされておりますので、申し訳ありません。先程答弁した折に、この分まで説明しておりませぬでしたので申し訳ありませんでした。以上です。

**5 番 三 岳** 言葉の定義と言いますかね、今課長の説明でですね、所得が皆無という表現があったわけですね、通常はですね所得が皆無という表現ではなくて、収入がなくなった時とかっていう表現になると思うんではございませぬ。これは例えば、国保に入っておって失業したとなったら、その方は例えば給与なりの収入とかなくなるわけですね。その所得とですね収入と、ここで敢えて所得という使い分けをしておられる、その定義を説明いただきたいと思ひます。

**健康推進課長** 国民健康保険税につきましては、収入がゼロとかではなくて所得での課税ということになります。ですから収入はいくらかあっても、いわゆる

所得というのが税と考えてみればですよ、所得に応じた分での課税ということになりますので、収入があったとしても所得が上がらないということではなくて、収入は最低給与でありますと65万円を差し引きますよね。その以降の分が所得になるわけです。しかし、収入は100万円あっても65万円を差し引いてしまうと所得がゼロということになりますので、所得がある程度の金額がある方については減免の対象にはならないということをご理解いただければと思っております。以上です。

**5 番 三 岳** 確かにですね、町県民税も含めて国保税の申告をした段階ではですよ、所得というかたちで経費等を引いた残りですね、控除した残りで所得というかたちは出てくると思うんですよね。しかし、ここで言う皆無となったときというのは、例えば申告後ということではないわけですね。年度の途中に発生するわけですよ、例えば7月、8月に全く収入がなくなってしまったと、先程課長の説明であった預貯金も使い果たしたという状態になったときには、やはりそこでは所得じゃなくて収入が皆無になったという判断じゃないかなと私は思うんですけどもいかがですか。

**健康推進課長** まず当該年度中のと考えております。当然、前年度分の所得、いわゆる申告をしていただいて、今現在、今度、来年度分については1月以降にしかないわけですが、三岳議員が言われるように当該年において収入が全く無くなった、いわゆる所得がなくなったという方もいらっしゃるかと思います。その分については、それまでの申告なりを届け出をしていただくということで、所得があるのかどうかというのが判明するかと思っておりますので、その分で所得とさせていただきますということをご理解下さい。以上です。

**議 長** 他に質疑はありますか。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

**1 4 番久保田** 議案第51号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対する討論です。

私は、一般質問において、保険税の減免を求めました。しかし敢えて反対討論をします。総務省の調査によると、全国の失業者が746万人、所得119万円以下の人、1,900万人、預金預貯金ゼロの世帯が28.6%、これらは川棚町にも言えることです。このような状況の時に、所得が皆無になったた

めや65歳以上である者とかを救済をせばめるやり方には納得できません。生活保護基準より厳しい人や世帯、高齢者に限らず、若者もリストラ、非正規、パート、アルバイトなど、厳しい状況におかれています。良い制度に改正するとすれば皆無や65歳以上は削除すべきです。もっと、社会状況に合った血の通った暖かみの条例改正を求めて反対討論とします。

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**5 番 三 岳** 私はこの改正案に賛成の立場で、ただいまの反対討論で久保田議員がおっしゃられた65歳というのは、これは勘違いされていると私は思っております。今回ですね、こういったかたちで所得がなくなった方に対する減免ということでございますので、その立場から賛成致します。

**議**            **長** これで討論を終わります。これから議案第51号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** 起立多数です。したがって議案第51号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議**            **長** 次に、日程第11、議案第52号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町**            **長** 議案第52号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を致します。

平成18年の障害者自立支援法の施行に伴います経過措置の期間が満了したことにより、関連します川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、今回提案しようとするものであります。補足説明を住民福祉課長にさせますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

**住民福祉課長** 議案第52号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例について」補足説明を致します。新旧対照表で説明を致しますので、改正条例の次のページをお開き願いたいと思います。

第2条第12項第1号に規定致します身体障害者更生援護施設及び同項第2号に規定致します知的障害者更生援護施設につきましては、障害者自立支援法が平成18年に施行されました際に、宿泊入所型のサービス、これが新たなサービスの体系となりました。それは昼間に食事や排泄等のサービスを提供する介護サービスと夜間に食事や入浴等のサービスを提供致します施設入所支援サービスに改められましたので、今回削除しようとするものでございます。

次に、第3号に規定致します施設入所支援、共同生活介護または共同生活支援を受ける者につきましては、これまでどおりのサービスの提供は継続致しますが、第1号及び第2号と同様に、障害者自立支援法に基づくものとなりますので、包括的に次の第3条におきまして整理するものであり、ここで削除しようとするものであります。

次に、第4号の規定であります。児童福祉施設入所者につきましては、児童福祉法の改正によりまして、施設入所者から施設入所支援を受ける者に変更になったことによりまして削除するものであります。これも次の第3条におきまして、前3号の規定と合わせまして整理をしようとするものであります。

次に、第3条、支給対象者の改正につきましては、第2条第12項で説明を致しましたとおり、この条文におきまして第1号から第4号までを整理致し、括弧書きにおきましては、「町外に住民基本台帳を有する者について本町において支給決定を受けた者については、本町が支給を行う」ということを規定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、条文の整理が目的であり、これまで福祉医療費の支給を受けていた方への福祉医療費の給付の取り扱いについて変更が生じるものではないことを申し添えます。

改正条文に戻っていただきまして、施行期日でございますが、公布の日から施行することと致しております。

以上、補足説明を致しましたが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議** **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第52号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第52号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第12、議案第53号「川棚町立保育所設置条例を廃止する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第53号「川棚町立保育所設置条例を廃止する条例について」提案理由を説明致します。

平成22年に策定されました第5次行政改革大綱により、民間委託等の推進の一環と致しまして、町立保育所の民間委託等について検討してまいりましたが、このたび民営化することにし、先の9月議会におきまして行政報告をさせていただいたところであります。譲渡先としては、社会福祉法人サルビア福祉会を内定し、平成25年4月1日に譲渡することに致しておりまして、平成25年4月1日以降は町立の保育所がなくなることとなりますので、今回、当該条例を廃止する条例を提案するものであります。なお、施行期日は平成25年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

**14番久保田** 25年4月1日から施行するとなっておりますが、そうであれば、この12月議会ではなくて最後まで職員の方達が3月31日まで働かれるんですから、町の職員としてですね、3月に出すべきではなかったのかと思うんですが。

**住民福祉課長** 今回、12月の定例会に提案致しましたのは、サルビア保育所の保育所設置認可申請と町立保育所の廃止届、これを県の方に同時に提出する必要があるございます。その関係書類として、廃止条例の議決書、これを添付する必要があるございます。また、認可決定には2ヶ月間程度の期間を要することから関係書類を整理することも勘案しますと、今回提案するのが妥当だということで今回提案するものでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第53号「川棚町立保育所設置条例を廃止する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第53号「川棚町立保育所設置条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第13、議案第54号「町有財産の無償譲渡について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

町長 議案第54号「町有財産の無償譲渡について」提案理由を説明致します。

川棚町立保育所の民営化に伴い、川棚町立小串保育所にかかる財産を無償で譲渡する場合、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経なければならないと規定されておりますので、今回提案するものであります。

無償で譲渡する財産については、保育所の建物及び保育所に収容している備品であります。譲渡先は議案第53号で説明したとおり、社会福祉法人サルビア福祉会で、譲渡の時期は平成25年4月1日であります。詳細につきましては、住民福祉課長に説明させますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

住民福祉課長 それでは、議案第54号「町有財産の無償譲渡」につきまして補足説明を致します。

保育所を譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、財産を適正な価格なくして譲渡するためには、議会の議決を経なければならないというふうに規定がされております。町立保育所につきましては、無償にて譲渡をすることと致しておりますので、今回、財産の無償譲渡につきまして提案するものでございます。

譲渡しようとする財産につきましては、議案記載の通りでございます。

1、財産の種類につきましては建物及び主要財産でございます。

2、建物の所在につきましては、川棚町小串郷字塩床944番地1であります。建物の構造につきましては、木造、合金、メッキ、鋼板葺き平屋建てでございます。建物の床面積につきましては、651.00㎡でございます。収容財産の種類につきましては、保育に関する備品一式でございます。

6、財産の譲渡先につきましては、川棚町小音琴郷465番地65、社会福祉法人サルビア福祉会、理事長、松尾和人でございます。

7、譲渡の時期と致しましては、平成25年4月1日でございます。

参考資料と致しまして、先日お配りを致しておりますが、保育所の1図、それから2枚目に建物の平面図、3枚目が備品の一覧表でございます。後ほどお目通し願います。ここで議決をいただきますと、早々にサルビア福祉会の保育所設置認可申請と同時に町立保育所の廃止届も行うこととなります。添付資料として、この議案の議決書も添付することになることを申し添えておきます。

以上、補足説明を致しましたが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 3 番 森 田** 財産の無償譲渡でございますので、あと残りはですね土地が賃貸契約になると思うんですね。売買という話は聞いておりませんので賃貸契約です。契約の内容とか、価格なんか分かっておればお知らせいただきたいと思います。

**住民福祉課長** 森田議員のご質問にお答え致しますが、森田議員がおっしゃいますように、土地につきましては賃貸仮契約を結ぶ予定でございます。土地に関しては保育所が建っておりますところと、道路向かい側でございます駐車場の用地が2筆ございます。賃貸価格については、109万5,700円というふうに致しております。これにつきましては、計算根拠と致しましては、まず固定資産の評価額を基本と、それから公共性が高いということ、それに乗率を5%ということで、これらを勘案しました額で算出を致しております。契約後の額等につきましては、地価等の変動も今後予想されますので、その時にはその状況に応じた額の変更も行っていくということに致しております。以上でございます。

**1 3 番 森 田** 価格についてはですよ、今109万7,500円と聞いたように思いますが、これは年額でございますね、確認です。

**住民福祉課長** 森田議員仰せのとおり年額でございます。

**2 番 竹 村** 至って小さなことで気が引けながら質問します。後で見とけと言われたことを質問することは申し訳ないんですけどね。説明資料としては不十分だと思いますので敢えて質問しますが、備品一覧のですね、5の1と5の2、10の11、これは何か分からないのですけれども。

**住民福祉課長** 一点聞き逃しておるところがございますので、まず5の1、距離測定用、これはごろごろとして距離を測る。測定するものでございます。品物ですね。重量測定用、用と書いてあるだけで体重測定器です。他に。

**2 番 竹 村** 10の11。

**住民福祉課長** これもテープレコーダーでございます。申し訳ございません。記載がまずうございました。失礼しました。

**議 長** 他に質疑はありませんか。



**3 番 福 田** 先般いただいた時に、保育所民営化に関するスケジュールの中では、契約条件等の締結ということがありました。契約にあたっての条件等を確認しておきたいので、主なものでも説明をいただきたいと思います。

**住民福祉課長** 契約条件でございますが、まず基本的には譲渡した物件については幼児を保育するための施設であること、これがまず基本でございます。それから保育所を建設するにあたりまして県からの補助金がございます。平成21年度長崎県森林整備加速化林業再生事業補助金、これが3千万円ございました。このことにつきましては、県からの指示もございまして、この補助金が保育所に充てられているということを保育所には必ず伝えることということで、これも契約書の中に記載を致します。

それから物件の処分の制限でございます。補助金の交付目的に反して使用する場合、この場合には県の承認を必要とするという条文も入れます。

次に、建物の処分の制限でございます。建物の耐用年数に相当する期間については、処分はできないということ、それから実際に保育業務を行っているかという調査があった際には、この調査に関し協力をする事。

これは遵守項目と致しまして制限を付けておりますが、先程、補助金を県から3千万円いただいておりますというようなことがございます。これについては、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律、これを遵守することということ。それから今の適化法に関し、譲渡後については当該財産の利用状況を3年間県と国に報告すること。このようなことを条件として契約の条文の中に入れようと、すいません、今仮契約が済んでおりますので、その条文を入れて仮契約を致しておるところでございます。以上です。

**3 番 福 田** 4月から譲渡されて民営化になる。その後の町の関わり方といいますかね、その後の面談、保育園側と保護者の方、町の方で会合といいますかね、継続してされているような事業内容の確認等は予定は組んでおられますか。

**住民福祉課長** 譲渡以降の町の関わり等でございますが、基本的には譲渡致しますので関わることはないのかなという気は致しますが、当然、引き継ぐ際には園児等がスムーズに移行できるようにということで、共同の保育、いわゆるサルビアさんと町立の今の保育所と合同と言いますか、引継ぎ保育、これを2ヶ月半程度予定をしております。それから保護者との関わりの件ですけれども、現在、順を進めていく中で保育所の運営計画、これを策定する必要があります。

これについては保護者の意見を聞きながら作りなさいというような指示もありますので、これについても策定をし、先日保護者会に提案をして了解をいただいているところでございます。その後については、特に今の段階では必要なことはクリアしていると考えておりますけれども、サルビア福祉会ともですね、随時協議をしながらスムーズな移行ができるように、現在事務を進めているところでございます。

**3 番 福 田** 最後、質問じゃないんですけど、先程の民営化後の経過報告、経過を調査するというところで、一年ほどは町の方で監視じゃありませんけど、関心を持っていただいて、議会の方にもスムーズに運営がいつているということ報告されたらどうかと思います。そういう民営化された先進地がございまして、そこではそういうふうな報告がなされております。できればそういうふうに事後も調査を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

**1 4 番 久 保 田** 議案第54号「町有財産の無償譲渡について」です。この譲渡はやはり町立保育園の民営化に伴うものです。私は民営化は最後まで反対ですので反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 3 番 森 田** この件につきましては、旧総務委員会からずっと追跡調査をしておりまして、法的にはですね、地方公共団体が経営する保育所についてはですね、国から援助が来なくなったと、これが大前提でございまして。したがってですね、これ続けますと、永久に町負担になってかぶさってくるわけがございまして、担当課においてはずっと積年の努力稔って、やっとここでできた、残念な思いはするんですよ、相当町が持ち出しておりますので現在までに。私も個人的には非常に残念な気持ちはしますが、法的な位置づけですとやむを得ないんです。したがってこの議案には賛成するというところでございまして。

**議 長** これで討論を終わります。これから議案第54号「町有財産の無

償譲渡について」の採決をおこないます。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 賛成多数です。したがって議案第54号「町有財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで時間延長致します。

議 長 次に、日程第14、議案第55号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第55号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明致します。

今回の改正につきましては、下水道法施行令の一部が改正されたことにより、これに合わせて本町条例を改正する必要性が生じたためであります。詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

水 道 課 長 それでは議案第55号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。新旧対照表によって説明をさせていただきますので、3枚目をお開き下さい。

第3章の公共下水道の使用、第10条、除外施設等の設置等についての条文の中の第15号、1の1、ジクロロエチレン、これの基準値についての0.2mg以下から1.0mg以下に改正するものであります。これにつきましては、平成21年9月に水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する基準等の見直しについての、第2次答申を踏まえて、この1の1ジクロロエチレンについては、平成21年11月に工業用水域の水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する環

境基準及び地下水の水質汚濁にかかる環境基準が見直されたことにより、平成23年11月1日に水質汚濁防止法施行規則ならびに下水道法施行令が改正されたものであります。その改正された基準に合わせるものであります。

次に、改正後の27号1の4、ジオキサンについてであります。これにつきましては、同様にこの1の4ジオキサンについても追加をされ、それに伴いまして水質汚濁防止法施行令ならびに下水道法施行令が平成24年5月に改正されたため、追加をするものであります。基準につきましては、1リットルにつき0.5mg以下という基準になっております。条文の方をお開き下さい。

この条例につきましては、施行日を平成25年4月1日からと致しております。なお、いずれも特定事業所から下水道に排除される水質の基準を定めたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第55号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第55号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第15、議案第56号「川棚町公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第56号「川棚町公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」提案理由を説明致します。

平成23年8月30日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正されたため、新たに本条例を制定するものでございます。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**水道課長** それでは議案第56号「川棚町公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例について」説明させていただきます。

それでは2枚目の条文をお開き下さい。本条例は平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法によって、これまで国が一律に定めておりました公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を、法令を参酌して市町村の条例で定めることとされました。これによって、この第2次一括法の経過措置の期限となる平成25年4月1日までに、上位法を基本として条例で制定するものであります。

他の自治体においても、すでに条例化されているところもあります。東彼三町におきましては、12月定例議会での提案としているところでもあります。それでは、条文について概要を説明させていただきます。

第1条については、目的を記入致しております。

第2条では、用語の定義と致しまして、汚水、雨水、都市下水路の管渠、マンホールポンプ、ポンプ場、終末処理場などが該当致します。

第3条では、排水施設、処理施設に共通する構造の基準を記入致しております。基準では、施設は堅固で耐久力、耐水性、耐腐食性を要し、地震による処理に支障がないもの、また施設内での事故等がないような安全への対策も求められております。

第4条では、排水施設の構造の基準を記入してございまして、管渠の大きさにつきましては、計画下水量に応じて決定をし、水の勢いで損傷することがない

ような防止策や清掃用のマンホール設置などが求められております。

第5条では、週末処理施設の構造の基準を記入しておりまして、臭気の飛散防止、汚泥処理に伴う排気、排液残さい物が漏れたり、飛散しないような防止策が求められております。

第6条では、適用除外を記入致しております。仮設物、応急措置などは適用除外となっております。

第7条では、終末処理場の維持管理に関する基準を記入致しておりまして、本町の処理方法でありますオキシデーショondiッチ法の適正な管理と、場内の衛生管理なども求められております。

第8条では、都市下水路の構造の基準を記入しておりまして、第3条、4条、6条を準用することと致しております。

第9条では、都市下水路の維持管理の基準を記入致しておりまして、雨水排水に支障がないような管理が求められております。

施行日についてであります、施行日は平成25年4月1日と致しております。

また、規則についても添付を致しておりますので、参考にいただき説明については省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**7 番 田 崎** この条例の制定においてはですね、何か特別に構造の基準かれこれ都市下水路にしてもですね、何か影響があるとか、構造上の基準を達していない部分があるとか、そういうことはないわけでしょ。ただの条例の制定ということですね。

**水 道 課 長** これまで下水道法で規定をされていましてものを条例で規定することになりましたので、特段、現在の施設が条例を制定したからといって条例違反とか公共下水道法違反に該当するようなものは一切ありません。

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第56号「川棚町公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第56号「川棚町公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第16、議案第57号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第57号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」その提案理由をご説明致します。

平成23年8月30日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、水道法の一部が改正されたために、新たに本条例を制定するものであります。詳しくは水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**水道課長** それでは議案第57号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」ご説明します。

この条例につきましては、平成23年8月に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法によって、これまで国が一律に定めていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を法令を参酌して、市町村の条例で定めることとされております。これによって、第2次一括法の経

過措置の期限となる平成25年4月1日までに、上位法を基本として条例で制定するものであります。

他の自治体におきましても、すでに条例化されている自治体もありまして、東彼三町におきましては12月定例議会での提案としているところであります。それでは、条例の条文についてご説明致しますので、条文をお開き下さい。

第1条には、本条例の目的を記入致しております。

第2条では、布設工事監督者を配置する工事を記入致しております。ここにあります法第3条第8項に規定する新設工事と言いますのは、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の工事で、第2号、第3号は増設改造工事であります。一般的に申し上げますと、全ての工事が該当するとご理解いただければと思います。

第3条では、布設工事監督者の資格基準を記入しております。学歴及び実務経験年数によって工事監督者の資格が選べることとなっておりますが、一般的に高卒では7年以上の実務経験が必要となります。そこで、第9号、ページをめくってもらって第9号、ここに要件緩和として、法令を参酌して町独自に制定を致しております。読み上げます。「その他、町長が前各号に定める資格と同等の技術を有すると認める者」とあります。これにつきましては、人事異動等に対応するためでありまして、社団法人日本水道協会が実施する水道技術者研修会を受講した者及び水道技術管理者の講習を受講した者を想定致しております。

第3条第2項につきましては、簡易水道事業についての条文であります。

第4条であります。ここでは水道技術管理者の資格基準を記入しております。学歴及び実務経験年数により技術管理者の資格が得られることとなりますが、高卒では8年から9年以上の実務経験が必要となります。そこで第6号、上位法にもありますが、第6号、「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の仮定を終了した者」、この第6号を本町も採用をさせてもらっております。これにつきましても人事異動等に対する対応のためでありまして、実績でいきますと、現在の水道技術管理者、山田係長がこの講習を受けて水道技術管理者になっているところであります。

施行日についてであります。平成25年4月1日から施行するようとしております。



以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** 法律の改正にあわせての新規の条例制定ということで、やむを得ないという面があるんだと思いますが、ちょっと議論をしたいんですけれども、実は先程の下水道の構造基準についても思ったんですけれども、下水道の先程の構造基準は、工事の施工業者がいるということがあると思いますが、またこの水道事業の方の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、ここまでは工事の施工業者がおるなと思いますけれども、水道技術管理者の資格基準の方ですけれども、これは自分のところの基準ですよ。水道事業を町が行っていて、その町が自分のところの水道技術管理者の資格を決めるということ自体ですね、何かおかしくないんですかって思うんですよ。自分のところでやるのをね、自分で基準を決めるということ自体がですね、法改正でそうなったんでしょうけれども、おかしくないですかっていうことを言いたいわけですよ。さらに言うと、ですから第4条、水道技術管理者の資格、第4条の(3)に、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とありますよね、これ条例で5年以上と決めても良いわけですよ。決めてもいいはずなんですよ、条例で決めるならば。その先の議論を言いますが、もしも厚生省か何かがですね、基準を示してですね、通達で、このような条例を作ってくださいって言って示されてあって、それに沿って10年以上と決めたとすればですね、それはおかしいじゃないですかと私言いたいんです。今までは厚生労働省令できちんと決まっておったことがですね、その法令をなくして通達行政にするんですかと言いたいわけですよ。

**議 長** 田口議員、質疑です。簡明にお願いします。

**1 2 番 田 口** ですから、これは法律でそうなったことだから仕方がないとは思いますが、そういった法改正自体がおかしな面があるんじゃないですかということ言いたいわけですよ。今まで法令でやっていたものが、なぜ通達になるのかと。

**議 長** 言いたいことと、尋ねることと区別をして下さい。

**1 2 番 田 口** そこについてのお考えを聞きたいと思います。

**水 道 課 長** では、ご質問にお答えをさせていただきます。

水道技術管理者についてであります。水道法では「水道事業者は技術上の業務を担当する水道技術管理者を一人置かなければならない」というふうにされております。この水道技術管理者の役割でございます。役割には7つの項目があります。

1つが、水道施設が施設基準に適合しているのかの検査。2つ目が、水質検査と施設検査。3つ目が、給水装置の構造と材料の適合検査。4つ目が、定期と臨時の水質検査。5つ目が、健康診断。6つ目が、衛生上の措置。7つ目が、給水の緊急停止。というふうになっております。ということは、水道事業全般についての管理を、この技術管理者が行うということでありますので、単に技術的なものだけの管理を行うということではございません。したがって、先程10年を5年に短縮できないかというお話もありましたが、Q&Aでいきますと、法令を参酌して条例で定めて良いということでありますので、10年を5年というふうに定めても構わないと思うんですが、ただ、先程言いました7つの役割がありますので、それ相当の経験がないと技術管理者にはなり得ないというところでもあります。したがって、先程の4条の第6号で言いましたように、大臣が認めている講習会を受講するというのが実務経験を短縮できる唯一の方法だというふうに思っているところであります。そのようにご理解いただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第57号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** **長** 異議なしと認めます。したがって議案第57号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**議** **長** 次に、日程第17、議案第58号「川棚町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** **長** 議案第58号「川棚町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、消防組織法の引用条文が以前変更になったことを失念し、条文の改正を逸ししていたため、今回、正規の引用条文に改めようとするものであります。なお、施行日につきましては公布の日から施行することと致しております。

ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

**議** **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** **長** 討論なしと認めます。これから議案第58号「川棚町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって議案第58号「川棚町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** 長 次に、日程第18、議案第59号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** 長 議案第59号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」提案理由を説明致します。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年7月9日に施行され、外国人登録法が同日開始されたことから、所用の整備を図るため、長崎県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするものですが、同広域連合の規約を変更するには、地方自治法第291条の11の規定に基づき、構成市町の議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは議案第59号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」補足説明を致します。新旧対照表で説明を致しますが、3枚目をお開きいただきます。

この規約の変更につきましては、先程町長が提案理由で申しあげましたように、外国人登録法が開始されたことによるものでございます。構成町の全ての市町で12月議会での提案をしてあるということでございます。なお、条文並びに新旧対照表につきましては、後期広域連合から指示をされた文でございます。備考欄の2のところでございます。後段の方に現行の分で「及び外国人登録原票」これを削る分でございます。それとその中程にあります、「並びに」というのを「及び」に改める分でございます。規約の変更の本文をお開きいただきたいと思っております。

施行期日でございますが、この規約は地方自治法第291条の3第3項の規定による、「協議が整った日から施行する」と致してあります。21市町の議会の議決があつて、それを広域連合の方に送ったというところが整った日から

ということになっております。経過措置につきましては、2項の方で規定をしておる分でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第59号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第59号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第19、陳情第5号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について」を議題とします。

陳情第5号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設文教常任委員会に付託しますので、審査の上ご報告を願います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで本日の日程は全部終了を致しました。

本日は、これで散会致します。ご起立願います。お疲れ様でした。